

第73回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成28年9月7日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	代表監査委員	樫 本 忠 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5. 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第 6. 報告第 6 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 日程第 7. 報告第 7 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 日程第 8. 議案第 96 号 町有財産の無償貸付けについて (旧長谷保育園跡地)
- 日程第 9. 議案第 97 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について
- 日程第 10. 議案第 98 号 財産の取得について (教育サーバー更新・校務パソコン等更新事業)
- 日程第 11. 議案第 99 号 財産の取得について ((仮称) 南光地域保育園厨房設備機器一式)
- 日程第 12. 議案第 100 号 字区域の変更について
- 日程第 13. 議案第 101 号 基本協定の締結について (姫新線播磨徳久構内架道橋新設工事)
- 日程第 14. 議案第 102 号 平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
- 日程第 15. 議案第 103 号 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 16. 議案第 104 号 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 17. 議案第 105 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 18. 議案第 106 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 19. 議案第 107 号 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 20. 議案第 108 号 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 21. 議案第 109 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 1 号) の提出について
- 日程第 22. 議案第 110 号 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 23. 議案第 111 号 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 24. 議案第 112 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計補正予算案 (第 1 号) の提出について
- 日程第 25. 認定第 1 号 平成 27 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26. 認定第 2 号 平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27. 認定第 3 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28. 認定第 4 号 平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29. 認定第 5 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30. 認定第 6 号 平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31. 認定第 7 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- て
- 日程第 32. 認定第 8 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33. 認定第 9 号 平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 10 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 11 号 平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 12 号 平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 13 号 平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第 38. 認定第 14 号 平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39. 認定第 15 号 平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第 40. 認定第 16 号 平成 27 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 41. 決算監査報告について
- 日程第 42. 同意第 4 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 43. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 44. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 45. 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに第 73 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集賜り、誠にご苦労さまです。

開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

9 月に入りまして、朝夕が少し涼しくなり、夜には虫の声を聞くなど若干秋の気配も感じますが、依然として厳しい残暑が続きそうであります。

リオオリンピックの感動も、このところの荒れた天候により、一気に吹き飛ばされたようです。

今年は、台風の発生が遅れていましたが、今までにない変則的な台風が多く、特に先般の台風 10 号では、東北や北海道に甚大な被害を受けました。亡くなられた皆様のご冥福と被災された皆様の 1 日も早い復興をお祈りします。

一昨日の台風 12 号は、幸い佐用町への直撃は免れましたが、続けて、13 号が発生するなど、まだまだ本格的な台風シーズンを迎え、町民の皆さんはもとより、とりわけ秋の取り入れを待つ農家にとっては、油断のできない心配な時期でもあります。

さて、今期定例会には、平成 27 年度各会計決算の認定をはじめ、平成 28 年度各会計補正予算案など、38 案件が付議されます。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶とします。

座って失礼します。

町長、御挨拶申し上げます。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めましておはようございます。早朝から御苦労さまです。
今、議長、御挨拶のように今年は、非常に台風が少ないと言われておりましたが、8月末になって、次々と大きな台風が発生をしております。今、お話しのように、東北岩手、また、北海道では、ああした大変大きな災害が発生をしております。被害に遭われた皆さん方に心からお見舞いを申し上げるところであります。
まだ、9月、これからであります、次々と、まだ台風も発生をし、非常に蒸し暑い天気が、これからも続くような感じがいたします。そうした中で十分に台風に備えて警戒をしなければならないというふうに感じていますが、本9月定例会におきましては、27年度の決算、そして、補正予算等多くの案件を提出をさせていただいております。それぞれ、慎重に十分ご審議を賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶にかえます。

議長（岡本安夫君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第73回佐用町議会定例会を開会します。
なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、天文台公園長、代表監査委員であります。
なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。
これより、本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

日程第1． 会議録署名議員の指名

議長（岡本安夫君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。3番、小林裕和君。4番、廣利一志君。
以上の両君にお願いします。

日程第2． 会期決定の件

議長（岡本安夫君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月7日から9月28日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月7日から9月28日までの22日間と決定しました。

日程第3． 行政報告について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第3、行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、南光歯科保健センターの「保健文化賞」受賞決定についてでございます。

既に、新聞報道にもありましたように、このたび、第一生命保険株式会社が主催する第68回「保健文化賞」に佐用町南光歯科保健センターが受賞者として選考をされました。

保健文化賞は、第一生命保険株式会社が戦争の傷痕が深く残り、衛生環境が悪い状況にあった1950年に保健衛生向上のために役立ちたいと考え、保健衛生の分野で顕著な業績に感謝と敬意を捧げるために創設されたものでございます。これまで、生活習慣病対策、高齢者や障がい者への福祉、海外での医療や疾病対策など、その時代におけるさまざまな課題に、継続的に取り組んでこられた個人や団体を顕彰されて、その受賞者は1,000件を超えております。

本年度は、団体・個人合わせて57件の応募があった中、審査委員による選考のもと、団体10件、個人5名の受賞者が決定をいたしております。

南光歯科保健センターの業績は、住民の健康づくりの一環として、ライフステージに応じた歯科診療ならびに予防・啓発活動などの地域歯科保健活動を実施し、口腔保健の改善に努めるとともに、全国的な「8020運動」の推進モデルとしての役割を果たしたことに對して受賞したものでございます。

贈呈式は、10月20日にホテルオークラ東京において行われます。厚生労働大臣からの表彰状、第一生命保険株式会社からは感謝状と賞金を受領する予定でございます。

また、翌日の21日(金)には、皇居に参内し、天皇皇后両陛下への拝謁を賜る予定となっております。

以上、南光歯科保健センターの「保健文化賞」受賞決定についての報告とさせていただきます。

次に、もう1点目は、コミュニティバス船越線の延伸についてでございます。

先般、6月22日の全員協議会でご報告をいたしました船越線の終点を、船越り寺入り口付近の門前バス停から、約1.4キロ北側の名目津和まで延伸することにつきまして、6月24日の佐用町地域公共交通会議で承認をされ、その後、神戸陸運局に申請をし、8月17日付で認可されました。2学期の始まる9月1日より運行をしておりますので、報告させていただきます。

以上、2点の行政報告とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 以上、行政報告は終わりました。

質問はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、

なお、あらかじめ申し上げておきますが、以降の議案書は、予定案件として前もって配付しており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（岡本安夫君）

それでは、日程第4であります。健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、ただ今、上程をいただきました報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成27年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げます。標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、これら比率算出の際の分母となるものでございます。平成27年度の数値は90億3,053万6,000円、うち臨時財政対策債発行可能額が4億9,547万7,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

初めに、実質赤字比率、これは法令で定められた「一般会計等」の実質赤字の比率でございます。佐用町の場合、「一般会計等」とは、一般会計、メガソーラー事業収入特別会計、朝霧園特別会計、西はりま天文台公園特別会計及び歯科保健特別会計を合算した普通会計と一致いたします。普通会計の実質収支は3,780万3,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の、連結実質赤字比率でございますが、先ほどの「一般会計等」を含めて、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示すもので、8.8パーセントであります。これは、平成25年度から平成27年度、各単年度数値の単純平均でございます。ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成25年度が10.0パーセント、平成26年度が8.2パーセント、平成27年度が8.1パーセントとなっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、前年度より数値が改善し、将来負担比率はマイナス1.1パーセントとなり、比率は算定されません。結果として、実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準未満でございます。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（岡本安夫君）

以上で、町長の報告は終わりました。
これから、質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） ④番の将来負担比率についてお伺いしたいんですけれども、町長説明あったように、マイナスになったということで、24 年度が 61.0、25 年度が 34.9、26 年度が 13.1、それで 27 年度がこういうふうにマイナスになったということで、ここに書いてありますように、将来負担額が公債費充当額を上回ったからマイナスになったということ、ずっと今までの経過等見て、背景というのは、こういうことになって、合併 10 年を迎えましたから、どういうふうな背景があって、将来的には、どういうふうな見込みを将来負担比率については、見ておられるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、今、お話しのように、合併による交付税の算定替等、財政的な大きな国の合併市町村に対する支援措置、それをしっかりと捉えて、町としても行政改革等進めてきた結果、人件費等を含めた経費等も削減しながら、財政の安定化に努めてきた結果であります。

ちょうど、合併 10 年を迎えた中で、これがマイナスになったというのは、ある意味では 1 つ、そういう 10 年間の成果であろうかと思っておりますが、そういう 10 年の 1 つの時期、今の経過地点であります。これから、また、10 年先がどうなるかというのを、まず、考えなきゃいけないわけでありまして。

ですから、今、県下でも 4 市町ぐらいが、この数値がマイナスになっているわけでありまして、佐用町におきましては、以前から申し上げておりますとおり財政力指数というのは、そういう 4 つのマイナスの市町と比べる中では、非常に低い、弱い財政力であるということ間違いのないわけでありまして。そういうことを十分に認識しながら、今後の財政運営に当たっていかなきゃいけないということで、27 年度でマイナスになったというのは、ちょうど、その時期になった。10 年間の取り組みの結果で、これを財政的な全ての指標が改善をしているというふうに捉えておりますが、そういう取り組みが数字の上で、こうしてあらわれてきたということ、このことについては、非常に私も、それぞれの町民の皆さんにも、いろいろとご協力いただきましたし、ご理解いただき、議会の皆さんにもご支援をいただきました。この 10 年間でそうした状況になったということに対する評価とともに、先ほど、申し上げましたように、今後、これからの 10 年に対しての、やっぱりしっかりと見据えて考えなきゃいけないということを、改めて気を引き締めてやらなきゃいけないというふうに思っております。

議長（岡本安夫君） はい、よろしいですか。
ほかにありませんか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 実質公債費比率の推移、平成 25 年からの率の説明もあり、前 3 カ

年の平均でいくところが、10パーセントから8.2になり、8.1になりということで、ここ4年間だと思えるんですけども、非常に新規の起債の発行も抑制しながら、繰上償還も計画的に行ってきた中で、順調に推移していったかなと思うんですが、今回、この8.1から8.8に上がっていく、数字的には、当然、基準を大きく下回るものですから問題はないと思うんですけども、その要因、これについて説明をお願いします。

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） いや、平均としても昨年度よりかは下がっているわけです。8.8にね。

それで、単年度で見ていただくと、当然、25年、26年、27年、これが順次、実質公債費比率も下がっております。

ですから、25年が10パーセントですから、そこから今年度が8.2になっておりますから、来年度は、また、通常であれば、8.2ぐらい。同じぐらいであっても8.2、8.3になるのではないかと考えております。

そういう中で、この実質公債費比率が下がっているというのは、もう皆さん十分ご理解いただいているとおりに、繰上償還を行って、起債残高をかなり圧縮をしているということが1つの一番大きな原因です。

ただ、起債発行について、抑制というのか、無駄な起債は発行しておりませんが、やはり合併特例債、過疎債、こういう有利な起債につきましては、次々と事業も当然行っておりますから、発行額そのものは、そんなに新たな発行はして、下げておりません。ある程度の発行は、当然しております。

ただ、それを上回る起債繰上償還を行っているというふうにご理解いただきたいと思っております。

それは、なぜ、そういうことができるかというのは、先ほどの将来負担比率なんかでも申し上げましたとおりに、財政運営の中で、町として安定した財政運営を行って、いろんな人件費を含めて、非常に経費節減も片方では行っているということが、1つの大きな要因でございます。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、町長が、それらを行政改革とか、公債を返納されたりして、合併してから10年、順調に来ておりますけれど、町長も長くやっておられるので、今後、5年先、10年先は、どのような町長としての見解となっていくのでしょうか。そこらへんについては、どのようにお考えでしょう。見通しですね。

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） こういう財政状況を、財政運営を、できるだけ安定して、これからも継続して、町として続けていけるように、あらゆる面で努力していかなきゃいけない。

総括的に言えば、そういうことであります。

一つ一つを、どうする。こうするということについては、それは今、ここで一々申し上げる時間ありませんので。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。
ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 財政指数が極めていいという、その背景として、町長も国のやり方というか、支援の措置があったということで、その要因を述べられています。

そこで、合併に伴った地方交付税の算定替、当初予定していた、町が想定していたものと違って、全国的なことではありますけれど、国の措置がとられたことに伴って、交付税の変化というか、町財政に対して大きくそれが、私は要因だと思うんですけど、その点、具体的にわかるものを示してほしいんですけど、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、いろいろな情報は入ってきます。ご存じのとおり、合併算定替の段階的な、当然、見直し、5年間で当初から、そういう交付税措置の見直しを行うと、ゼロにするということでしたけれども、合併後の、やはり地域の運営を行う上で、やっぱり、そういう配慮を国としても合併市町村に対しての配慮を継続するということが出ております。

だから、そのことは、この28年度から始まったんであって、それが、どういうふうに、これからなっていくというのは、これは十分注意していかなきゃいけないと思っております。

今年の交付税額なんかを見ますと、今回も補正予算で1億6,000万円ぐらいな増額補正をさせていただいておりますが、そういう見直しも含めて交付税額が決定をされてきておりますので、この分については、あまり甘い見通しをすることは危険だというふうに思いますが、しかし、国としても、そういう方針が出されて、今年度、1年度目ですけれども、来年度、再来年度あたりを見ると、だいたい、その方向がわかってくるのではないかと思っております。

それはそれとして、そういうものを捉えた中で、今後の財政運営、それは当然、反映をさせていきたい。そういうふうに思っております。以上です。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いわゆる、合併に伴って、合併当初の話ですけれど、その交付税が 10 年後、一本算定になるので、そういうことで、住民に対しては、極力財政的に厳しくなるから、要求そのものも控えるというか、そういうことが、安に示されるような状態が、ずっとあったと思うんですね。そういう点からして、交付税、それは全国的に一本算定になると、極端に交付税が減るから、そういう要求は出せないんだなという雰囲気をつくってきたというのもあると思います。

そういう点で、国が見直しをして、交付税が極端な減り方をしない。それと合わせて、思っていたよりも交付税は減らないというような状況が、今、つくり出されていますから、そういう点も、やっぱり住民に対しても、ちゃんと説明をしていく必要が、私はあると思うのですけれど、その点、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 平岡議員が、今、町民の皆さんに対して、そうした合併算定替の見直しによって、財政が厳しくなるから、住民の皆さんに、非常にいろんな面で我慢をしてもらうようなことを、あったというようなことを言われますけれども、私は、そういうふうな、できるだけ、近隣市町と比べて、合併していない市町と比べて、佐用町において、住民福祉や住民行政サービスの面において、いろんな地域からの要望に対しても、私は、十分応えて、その十分とは言えなくとも、それなりに、できるだけのお応えはできてきたというふうに思っております。

それは、なぜかと言いますと、この 10 年間で、当然、合併算定替によって、交付税が、それだけ縮減するということが、これは 1 つの前提の中で将来の財政運営というのは、長期的に考えてきたわけでありまして、それが今、結果として、将来負担比率もマイナスになった。これは将来的に、そうした交付税算定替の見直しがなされなかったということも踏まえ、かどうかということ、そういうことが、国がそういう措置をとるかどうかということ、全然わからない中でこの 10 年間はやってきたわけです。ここに来て、そうした交付税の縮減措置が緩和されるだろうというふうには、なっているわけですが、だから、この分については、私は、これまで町民のサービスの前に、やっぱり行政改革や行政サービス、そういう職員の削減を含めて、一番大きいのは職員の削減、人件費の削減でした。こういう面の中で、効果的な、効率的な行政運営を行ってきたところでありまして、じゃあこの交付税の算定替の見直しが、緩和措置がとられたから、これ以上に、じゃあ何をどんどんと住民サービスのほうで充実をしていくということについては、先ほど言いましたように、これから 10 年というのは、一応、元の財政力指数から見ても、佐用町としては、これが改善していくというのは、なかなか難しいわけです。税を見ても、自主財源から見れば、20 億円を切る状況になってくるのではないかな。そういうことがあったとしても、安定した財政運営で町民の皆さんの、そうした生活の面で、安心して、今の行政サービス、福祉サービスが続けられるように、これから運営して行かなきゃいけないというのが、一番大事なところであります。

ですから、合併後、私は合併以前と比べて、そんなに行政サービスで低下をさせたというつもりはございません。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 5. 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 5、報告第 5 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。
教育長、平田秀三君。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 失礼いたします。

報告第 5 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてです。

本年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきましては、社会教育等に関する計画を加え、第 2 期佐用町教育振興基本計画の計画年度、平成 27 年度から平成 31 年度の初年度の点検・評価となっております。

その基本計画に基づく、6 つの重点目標に関わる施策の柱 25 と具体的施策 68 事業のそれぞれの事業について、管理及び執行の状況の点検及び評価を実施いたしました。

点検及び評価にあたっては、3 名の外部有識者評価員に各具体施策の取組状況及び成果と課題並びに進捗状況の内部評価等を提示し、その 3 名の方に、ご意見と達成度評価をしていただきました。それらをまとめたものが、平成 28 年度教育委員会評価報告書でございます。

外部有識者評価員による評価によって、客観的な担保とするとともに、教育委員会としての説明責任を果たすため、本町議会に報告し、ホームページによって、広く住民の皆さんに公表するものでございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元に事前にお配りしております平成 28 年度教育委員会評価報告書をご覧いただきたいと思います。

全部言いよったら時間がないので、要点のみを、報告させていただきます。

4 ページ、5 ページをご覧ください。

教育委員会の活動状況なんですけれども、平成 27 年度の教育委員会の主な活動実績につきましては、これまでと、ほとんど変わっておりません。

教育委員会の会議。そして、その中は、それぞれの定例の会議を年間、月 1 の 12 回行っております。また、教育委員会の会議の審議内容につきましても、それぞれ行っておりますが、会議録の公表もしております。

ただ、この 27 年度につきましては、一番大きな改定面は、5 ページの上段にあります総合教育会議、この部分になるのではないかと思います。27 年度から始めたものでして、年間 3 回実施いたしました。これにつきましては、もうご存じのとおりだと思うんですけれども、町長部局と、教育委員会事務局とが一緒になって教育行政にかかわる重要な事項を協議、意見交換をする会でございます。これにつきましては、傍聴者はありませんでした。

さらに、例年行っております小中学校の学校訪問等を行っております。詳しくは、4 ページ、5 ページをご覧いただけたらと思います。

それでは、各項目について、お話しいたします。

8 ページをご覧くださいませ。

8 ページの中段ですけれども、重点目標に基づく施策の柱と具体的施策ですけれども、点検・評価した、施策の柱 25 施策のうち、23 については「目標を上回った。」又は「ほぼ目標どおりだった。」の評価をいただきました。残り 2 つの施策は、「目標をやや下回

った。」となっております。

具体的な施策の 68 につきましては、A 評価「目標を上回った。」又は B 評価の「ほぼ目標どおりだった。」というのが 62 であり、これは全体の 92 パーセントとなっております。

全体として、ほぼ目標どおりの進捗状況となっておりますが、C 評価「目標をやや下回った。」とする項目が 6 項目、約 9 パーセントございます。これらの C 項目につきましては、長年の取り組みによって効果が表れるものもありますし、なかなか授業数の時間確保の難しさ、それから、長年の懸案となっているものなど、種々様々でございます。課題に向けた、今後も取り組みを続けていく必要があるのではと考えております。

なお、D 評価「目標を大きく下回った。」という事業は、今回、ありませんでした。

17 ページをご覧ください。

それぞれ、順番にいきよったらあれなんですけれども、17 ページ、保幼小中の連携の充実ということで、真ん中、具体的施策、保幼小連携の充実、評価、これについて簡単にご説明いたします。

保育園と小学校、幼稚園と小学校、この円滑な「小 1 プロブレム」と言われているものについて、どう取り組んだらいいのかということで、先般、いろいろとこれまでしてきました。その主なものとしては、やはり子供たちの様子を知ることが一番重要になってくる。そのためには、年に 2 回参観をしております。保育園を教育委員会事務局と、その該当である小学校の管理職及び担当の教諭が訪問し、子供たち一人一人の様子を見て、スムーズな小学校入学を実現できたのではないかなというように思っております。

31 ページをご覧ください。

教職員の資質向上の大きな③番、ICT の積極的な活用の評価、これは C 評価をしております。実は、なかなか情報機器、電子黒板等の効果的な活用ということで、研究もしておるんですけれども、個々の専門的な担当については、活用が見られるんですけれども、これ全体的な広がり、やはり難しい。やはりこの ICT の難しさというものに、痛切に感じております。

その一番大きなものは、やはり教材開発と、それから、それにかかわる授業準備をするまでの時間の確保、このあたりがあるのではないかなというように思っております。これについては、今後の大きな課題の 1 つとして考えております。

次のページ、32 ページをご覧ください。

健やかな身体の育成というところで、具体的施策の①番、食育の推進評価ですけれども、1 年間を通して、全ての学校において教職員の共通理解図りながら、給食センターとの連携のもとに給食、食育の指導を行っております。また、保護者に対しましても給食だより等々、献立表を含めましてお知らせをしているという状況であります。

また、町内の農産物の加工品の使用、町内野菜を積極的にとるように、それぞれ進めているところでございます。

地産地消の質の向上、これにつきましても町当局からのご尽力によりまして、非常に質が高まったといういい評価をいただいております。

続きまして、46 ページをご覧ください。

郷土の伝統文化を大切に育てる心の育成というところなんですけれども、非常に残念ながら C 評価ということになっております。

非常に難しい問題が、実はありまして、事務局としての進捗状況も C 評価でございますし、外部有識者の評価も C 評価というような形になっております。

外部有識者の意見の中に、非常に的を得ているなど、そのとおりだなというふうなところがありまして、そのあたりについてご説明を申し上げたいなと思っております。

地域・集落の行事等については、地域づくり協議会の総会で概要が分かる。各地域担当教員を分掌するなどして児童・生徒・保護者の参加を勧めて、体験の中で学んでいくことを期待するという期待と同時に、中学校での郷土の歴史・文化が指導されていないとあるが、教育課程のどこでどの教科ですべきか明示すべきである。また、ゲストティーチャーの活用であるが、その時間がないのが現実だ。

まさに、このとおりでございまして、小学校については、比較的ゲストティーチャーとか地域というようなのが密着度があるんですけども、中学校になりますと、そのあたりについては、非常に難しいものがございます。このあたりが今後の課題かなというように思っております。

最後になります。50 ページをご覧ください。

安全・安心な学校・園づくりの推進ということで、これにつきましては、平成 27 年度、これも町当局のご支援によりまして、体育館の避難所にもなっております。天井の修理が全て完成いたしました。27 年度については、南光小学校の耐震化、そして、28 年度は現在、三日月小学校の大規模改修というような形で、ほぼ、これで 100 パーセント、こういう安心・安全という面でのハード面については達成できたのではないかなというように思っております。

後は、さらにこの部分に心を込める。ソフトの部分、やはり学校としては十分に考えていかなければいけないと思います。

昨日もテレビ等でやっておりましたが、やはり防災訓練も含めまして、そういった訓練を重ねることが被害を最小限に少なくしていくということも言っておりましたので、これから特に長期期間中も含めまして、防災対策、不審者対策を進めていきたいというように思っております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 以上で、教育長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 5 ページ、下からのところで（2）の他市町教育委員会との交流ということで、京都市、西脇市、姫路市と交流を図りました。その結果、よその、こういういいところがあって、佐用にぜひ取り入れたいというようなものがあったのでしょうか。そして、あったとすれば、それを実施するように、小中学校のほうに伝えたりするように言っておるのでしょうか。そのことについて伺います。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 今、ご指摘のありました 5 ページの（2）の他市町教育委員会との交流というふうに表記しておりますが、それぞれの教育委員会が集まりまして、研修会を行っている大会が、それぞれ近畿大会、それから県大会、西播磨大会というような形で行われております。その中で、いろんな講師先生からの講演等をお聞きする。また、実践、

各それぞれの教育委員会からの、こういう実践発表を聞くというようなことをして、もちろん、我々だけじゃなくて、4名の教育委員も参加しました。その中で、ああ、こういうことは生かせるのではないかなというようなことはあるんですけども、なかなか、それぞれ提案されるところが規模が何しろ違い過ぎるといのが、正直な感想ではございました。

ですから、当然、どの部分をどうしたんだと、個別に、ここがこうしているから、うちもこうしなさいというようなことは、正直しておりません。

けれども、全体的な面で、ああ、なるほど、そういう考え方もあるんだなというようなことについては、議論というか、後の会の中で話し合いをしたというのが事実でございました。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） よそと比べて、実際、規模とか、そういう違う面もあるんでしょうけれど、やっぱりいいものについては、持ち帰って、校長会とか、そういうちゃんと、こういういいことがあったので、それぞれの学校で取り入れてしてもらうように、これからやっていただきたいと思います。

それから、9ページの具体的な実施例ということで、温もりのある教育活動の展開ということで、これらについては、どのようなことを子供たちに教えるのか、指導をして、実際、子供たちがそういうようになっていきよんかどうか、そこらへんについては、どんなでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） ご質問の意図に合うかどうか、ちょっとわかりませんが、9ページの温もりのある教育活動の展開というものにつきましたの具体的なものが10ページ、11ページに書いてあります。

その中で、特に具体的①番は、子どもの思いの把握。これですよね。これについては、そこにも具体的な取り組みとして書いておりますように、日々の子供たちの日記、連絡帳等、また、コミュニケーション。その中で、子供たちの実態把握をしていくというのが一番大きな取り組みですね。

後は、学力・体力の実態把握。それから児童生徒の実態に基づいた学校運営ということで、こういった項目を大きくは3つ書いておりますが、それぞれの具体的な項目も、ここに明記しております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 11ページに個別なことも書いて、日記なんかをとって、子供たちの、そういう把握しておりますけれど、実際、それを温もりのあるような行動がとれておるか

どうかも含めて、やっぱりちゃんと少しでも子供たちが、そういう心豊かになっていくようにお願いしたいと思います。

10 ページ、いじめとか不登校あるんですけど、私が今度の一般質問の中でも統合の検証の中であげておりますので、それについては、また、その時にお伺いします。数も多いので2つほど参考として聞かせてもらいました。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 報告書そのものについてお伺いしたいんですけども、前年度まででしたら、評価は事業一覧というのが一緒に、事業一覧も評価の対象で、去年は 34 項目にわたってあったんですけど、今回は、新しい教育基本計画に則った第 1 次だということを言われましたけれども、これについても中には新しい教育基本計画の中でも、教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理状況に応じて自己点検・評価を行い、その結果に関する報告を議会に提出すると、こういうことで議会に提出されているんですけども、この事業報告がなくなっただけということは、どういうことでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 尾崎教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 議員のおっしゃるように、今回から事務事業の評価と申しましょうか、例えば、学校の予算の配当状況でありますとか、それから、学校図書の充実でありますとか、通学対策事業等、こういったものは、配当予算とか、決算額、こういった状況、視点から評価をしたというところでございました。

それらの事務事業を内部評価するものであるんですけども、外部評価委員からも予算とか決算からの視点の評価じゃなくって、当然、町全体の計画と言いますと、最上位計画が町総合計画というのがございますが、教育委員会、教育の計画で言いますと、まず、教育基本法というのが一番上位の計画に、法律がございます。それから、その 17 条の 2 項に基づきます各市町の教育振興に係る計画を立てなさいよというようなことになっております。それが、佐用町の教育振興基本計画というものでございます。その計画の目標の達成度、そういったものから評価すべきじゃないかというような意見もいただいているところでした。

そういったことから、教育委員会会議での教育委員の意見もお聞きしながら、今回、第 2 期から、こういった計画なりに基づく進捗度、達成度の評価にさせていただいたというところでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 課長の説明でしたら、町の総合計画の中で、また、評価するという

から、この教育委員会の報告にはないということなんですけれども、前回のにしても、予算も含めて、今後の取り組みの方向性とか、一番最初の学校予算配置状況についても、いろいろ評価も加えてあるんですね。それ、課長が今、町の総合計画の評価で、変えるということであれば、こういう評価は町の計画の中の評価は、こういう細かくは出てこないと思うんですけれども、それがかわりには、私はならないと思うんですけど。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） ちょっと、私の言い方がまずかったかもしれませんが、町の総合計画ではなくって、例えとしまして、町は最上位計画として総合計画があります。それから、教育に関しては、教育基本法に基づく町の教育振興基本計画がありますというふうな、そのことを説明したのであって、その後に、事務事業の以前評価、第1次の基本計画、合わせて評価したところにつきましては、その事務事業評価というのは、どこに視点があったかと言いますと、予算の配当でありますとか、それから、決算の状況でありますとか、そういったところに視点を置いて、どういった配分の中で、事業がなされましたよというようなことが主でございました。

ただ、今回、先ほども申し上げましたように、そういった法に基づく計画によって、その目標でありますとか、達成度を評価すべきじゃないかなという意見がございましたので、今回、その計画に基づきます評価を実施をさせていただいたということです。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） ですから、何で、その今までの事業をやめたかというのは、まだ一つ課長の答弁でもわからないんですけれども、今まで、教育委員会所管の事務については、評価をして、議会に報告するというものですから、何が変わったんかなと思います。もう一度、答弁をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） ですから、二重に評価をしていたということです。

1つの視点は目標、計画の目標からの視点から評価をしていた。

それから、もう1つは、予算の配当とか、決算の状況とか、その視点から評価をしたと。

当然、二重に評価をしておりましたので、今の今回出させている27年度評価についても、例えば、具体的な施策について、どうだったかというようなことが評価をしているわけですよね。

ですから、どう言ったらいいんですか、要するに二重に評価していたものを、今回は、計画の目標とか、そういう達成度を主に評価をさせていただいたということです。

議長（岡本安夫君） ほかに。

[山本君 挙手]

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9番（山本幹雄君） C評価というのは、非常に少ないんですけども、46 ページと 68 ページもC評価になるんですけども、これ2つとも、ちょっと共通しておるのかなと感じるのは、地元の教育がなされていないことなんですよね。地元の教育、伝統文化、宿場町についても、宿場町となっておったから、平福と 68 ページのほうはなるのかなと思うけども、三日月のほうも頑張っておられますが、しかし、今、佐用町というのは、過疎化が非常に問題の中で、どうこの佐用の町を守っていくか。今、若い子が佐用町へ戻って来てもらいたいという中において、佐用町に、今、子供たちに、どう教育するかというの、私、非常に重要なことやと思うんですよ。

それで、私事ですけど、いろいろ活動をさせてもらって、地域づくりでもやらしてもらっている中で、一番肝心なのは、この生まれた、この町に愛着持ってもらうんや。この生まれた町に、こういうことがあったんやという愛着を持ってもらうということが、この町に帰ってもらう一番の要因じゃないかと考えています。

が、しかし、これ見よつたら、そこがC評価なんです。これじゃあ、子供が町へ出て行って帰って来ないです。

だから、C評価はいいんですよ。じゃあ、どうするかというのを、何でこうなって、どうするのか。

この佐用町を子供らに愛してもらわなあかん。佐用町の文化、大してないのかもわからない。大してないのかもわからんけども、しかし、そんなことはないだろう。よそから見たら、十分ありますよというはずなんです。そうじゃないと、今、鹿青年部が一生懸命頑張っているのが、あれは何だったんかいう話になってしまう。言っていることの整合性がなくなる。

ちょっと、厳しいかもわからんけども、今後、どうするかいうのを、やっぱり佐用町を愛してもらって子供をつくってもらわなあかんので、そこらへん、ちょっと伺いたいと思います。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 山本議員のおおせのとおりでございまして、なかなか非常にこう、C評価というところ、CとBとDと、この評価だけで、じゃあCの枠、Dの枠、Aの枠、なかなか難しいところではあるんですけども、基本的には、68 ページを見ていただいたらわかると思うんですけども、文化財保護等については、今現在進行形なんです。

子供の教育という中での文化財保護と、また、若干違うんですけども、ただ、その文化財、この文化財指定というよりも、文化財そのものについて、外部識者の意見を、ちょっと見ていただいたらわかると思うんですけども、文化財の建造物、遺跡等の建造物について地域の人々の奉仕的な活動で除草作業でさえ非常に困難になりつつあるという、それから伝統行事の担い手がなくなりつつある。そして、指定と保存のあり方について絶えず検討していく必要がある。

こういった意見もあるんですけども、実際問題として、文化財とは、一体何ぞやとい

うことが、今の子供たちに、どこまで理解できているのかなというのが、正直なところ思います。

ただ、これが「文化財なんやぞ」と言ったって、「へえ」って言ってしまったら終わりなんですね。

そうじゃなくって、歴史的に昔のご先祖様、それこそ、佐用の先祖が長い歴史の中で培ってきたものだよという教育。

それで、私、今、小学校でやっている地域探訪というのをやっているんですけども、そういったものは、非常に有意義に子供たちは元気で活動しているわけですね。ただ、それが、どこまで生かされているのか。特に、高学年、それから中学校に生かされているかという、なかなか難しいところがある。

それは、何かというと、今度、教科との各学校の中での授業との絡みでは、正直無理なんです。どの時間割のどのところですかという話になる。

そうなってくると、やはりここに地域の力いうものが必要になってくるのではないかなと。いろんな地域行事等の中で、各集落が文化財等を使って、文化の継承をされている。そこに、どのような形で引きこんでいくか。そこに学校としてもバックアップ体制、協力ができるか。そのあたりが、今後の大きな課題かなということをおもっております。

もう一度言いますと、やっぱり低学年等で、地域探訪について、本当に子供たちは意気揚々と、特に3年生当たりでやるんですけども、本当に興味を持って調べ学習している。すごいなという感嘆の声が上がってくる。それが、次の世代に、上につながってない。じゃあ、どこでつなげるんだという現場の声もあるのも事実です。そのあたりのつながりの難しさを、今、痛切に感じております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9番（山本幹雄君） ちょっと、僕の質問の最終的な質問のあれとは違うのかなという気はします。

学校では、なかなか無理だと言われてしまえば、ああ、そうですかとしか言いようがないし、それだったら、これ評価する意味がない。これは、学校の評価の話なので、学校で、それが無理だと言われたら、地域として連携を一緒にやるのは、非常にいいと思います。これ地域の歴史であり、文化でありますから。そういうことを、教育委員会で推し進めさせますよというふうな言葉がもらえるのかどうかという部分です。

要は、僕が一番言いたいのは、今はCでもいいんですよ。来年B、再来年Aに向けて、どういうふうにしますかというのがほしいなと思います。

今の話だったら、これこれこうなんで、Cなんです。じゃあ、来年もCなんか。来年Cだったら意味がないだろうと。そんな評価は、何のための評価かというのは、今現在がCでも、来年B、来年Aに、上へ行くために、今、評価して、悪いところは何があるのか。どこに問題があるのか。その中で、どう改善していくかということ、一生懸命考えてもらいたい。捉えてもらいたいということの中で、さっきも言ったように、この佐用町というのは、だんだん人口も減っています。本当に厳しい状況であります。そういう中で、小さい子が、どう町を好きになってもらうか。町を愛してもらうか。佐用町、ええとこいっぱいあるやないか。こんな文化があるやないかという部分を知ってもらう。そういう教育をほどこして、佐用町のために頑張りますよ。それが評価BになりAになっていくんじゃないかと、僕は言っているんで、そういうのを、今後、どうするんですかということをお伺い

いたい。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 言葉足らずでした。私は、そのつもりで言ったつもりだったんですけども、ぶっちゃけた話しますと、子供たちに、今現在、最初にも言いましたように、文化財と聞いたって「なあに？」と言うと思うんです。

それは、なぜかと言うと、我々というのは、その文化財という言葉を食べるわけじゃないんです。今、地元にある。地域にある優れたものを、すごいな、こんな物があったんだなというところに気づかせていく。そのことに、まず、力を入れております。それを小学校段階でやっていることなわけですね。

今度、それを中学校のあたりに、どうつないでいくかということに、今、手を加えているというふうに捉えていただきたいと思います。何もできませんと言っているわけじゃ、全くございません。

その1つの大きな手として、今度の文化財、そこの68ページの一番下、成果と課題のところにも書いております。上月支所施設、機能移転、このあたりを1つの核として、また、利神城等、史跡、陣屋史跡、そういった各地域に残る文化財、歴史的景観、そのものも1つの核として、何とかして子供たちに佐用のよさを気づかせる。そういった目線で教育ができないかなということは、今、考えております。以上です。

9番（山本幹雄君） そういうことをお願いして終わります。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 幾つかあるんですけど、1つは37ページと、元に戻って35ページにかかわる豊かな心の育成、この中で、外部有識者意見の中で、道徳の地域教材の掘り起こしは、必要かとか、それから、37ページでは、成果と課題の中で、これ言葉、ちょっと文字が印刷ミスだと思いますけれど、地域教材をどう開発していくかが課題であるというふうになっているんですけど、このここは、どういうふうに、道徳の地域教材の掘り起こしというのは、どういうことなのか、ちょっとお尋ねします。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 道徳という課目の中で、地域で活躍する人々であったり、例えば、一番新しいところでいいますと、県の道徳の教科書にも載りました、刀剣の日本刀の高見さんの記事なんかは、地域で活躍する人を取り上げて、今、県の道徳の教科書にも載っております。そういったものを、いろいろ、これも文化と同じなんですけれども、佐用にも、

こういう人がいるんだよ。こういうすばらしい人がおられるんだよということを、子供たちに知らせるがための1つの掘り起し教材。これは、佐用町の教職員がつくり上げたものなんです。

そういったものを、つくっていくことも大事ではないかなということを言っているんですが、片一方で、今、平岡議員がありました、学校に任せるのではなくってという外部評価、35ページですね、これについては、それを掘り起こそうとすると、正直、膨大な時間がかかるわけですね。ですから、これを学校や個人に任せるのではなくって、教育委員会も一体となって進めるのがいいのではないですかというのが、外部有識者の考えであるという。そういうように捉えていただけたらと思います。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 何ページという表現があれなんですけれど、先ほどからなっている地域の歴史文化ということで、具体的には三河小学校の子供たちが子ども歌舞伎を上演して、ずっと経過してきているんですけれど、子供の数が少子化で減ってきていることや、それから、OBであった三土中学校もなくなりましたから、上津中学校になって、応援してもらえる人たちも、ちょっと縁遠くなったというような中で、そういったものが、むしろ衰退していく、拍車かかっているんじゃないかなと、この間の経過を見ていて思うんですけれど、そういった評価などは、ここでは、どこに出ているんですか。ちょっと、それを聞きたいなと思って。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 今、言われた、三河の子ども歌舞伎についての評価は、この中で、どこでしているのかということですか。

13番（平岡きぬゑ君） はい。

教育長（平田秀三君） 正直、この個々について、細かい1つ、これこれというものについては、評価はしておりません。

ただ、全体的な目で見ると、今も言いましたように、文化財そのものについての継承であれば、これは三河の歌舞伎はどうなんだ。どこどこの、この祭りはどうなんだ。上月の何ですか、獅子舞はどうなんだという形の系列してきますので、やはり、そのあたりについて、学校として推奨し、いろいろ啓発はしていますけれども、それが評価として、毎年、三河の子ども歌舞伎については、保存会の方々、総会の中でも、いろいろ議論はされるんですけれども、なかなかいい解決策がないというのが現状で、それに、ずるずる来ているのも、正直なところなんです。部員数も非常に少なくなったということも聞いておるんですけれども。

だから、それについての、この中での評価についてはしておりません。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、金谷議員が具体的な事業項目について、今回からは、第2期教育計画に基づいて、事業計画二重になるから、そういったことはやめましたというのが説明だったんですけど、こういう教育委員会の計画に基づいた、さまざまな事業というのは予算も伴いますから、そういう点では、やっぱり事業について個々、先ほど質問させていただいた、子ども歌舞伎も、その一例なんですけれど、今まで、どんな評価があったかというのは、ちょっとあれなんですけれど、事業の内容について、やっぱりわかるように示して報告してもらって、省略するのではなくて、そういうこと必要じゃないかと、私も思うんですけど、その点は、どうなんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 具体的な子ども歌舞伎というようなおっしゃり方されておりますけれども、教育委員会の中の予算化は、こちらではありません。

それと、要するに全体的な、教育長申し上げましたように、例えば、68 ページ、69 ページのところの伝統文化、地域芸能活動の自立支援でありますとか、そういった形で全体を包括したような形で記載をしておりますし、皆さんにも外部評価委員についても評価をいただいているところですので、変わったとかというより、評価の視点が変わったということであって、ですから、教育委員会としては、教育委員会会議で、こういった評価をして、皆さんに公表をしようということを決定しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） ちょっと、待って。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 46 ページ、先ほどの山本議員の質問に関連しますけれども、郷土の伝統文化を大切にする心の育成と、どちらもC評価というところで、教育長が 68 ページのところ、その外部有識者の意見として、伝統行事の担い手等々がなくなりつつあると。ということは、要するに、だから余計に難しいということなのか、そういう状況だから学校等での伝統文化を大切にする心の育成というのを、なおさら必要だという、それは、認識としては、どういう認識なんでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 正直申し上げまして、両方です。

と言いますのも、子供たちが、地域の担い手となって、文化のよさを気づき、そして残ってやってくれる。これは一番理想的なことなんです。

ですから、そのために、我々も、今、努力しているわけなんです。学校でできることを、一生懸命やっついていこうとしているわけなんです。

ただ、学校でできることというものは、それは何かと言うと、46 ページ見てもったらわかるんですけども、46 ページの具体的施策の①番、郷土学習の充実の評価なんですけれども、このあたりで、子供たちに地域のよさを教えていっているわけなんです。

ですから、これを、どんどん進めていく必要がもっとあるなということを、今、痛切に感じているんですよ。していったつもりなんですけど、やはり、まだ、弱いんだというのが現実です。

だから、もっと進めていく必要がある。そのためには、地域のよさを知らさなければいけないというように、私は思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） そしたら、少し具体的に、46 ページに、地域づくり協議会との関係とか、それからゲストティーチャーの招聘ということがありますけれども、取り組み状況を見ると、その学校によって差があると。それは、例えば、その地域づくり協議会に対しては、要請をしているけれども、地域づくり協議会の反応がないと。逆なのか。

ゲストティーチャーの問題についても、そういう要請はしているけれども、そういう人材がないとか、反応がないとか、それは、実際に、できている学校と、できていない学校があるということは、全体としてC評価ということは、それは地域づくり協議会との関連もあるし、要請しているけれども、地域づくり協議会から何の反応もないし、応えてくれないということなのか、そのあたりいかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 地域づくり協議会に学校側から要請したところについては、全てOKをもらっております。これは間違いありません。

ただ、学校として、今も言いましたように、小学校6つあるんですけども、6つの小学校については、何らかの形で地域づくりなり、それから高年クラブであったりと、いろんな団体との交流を持っております。

ただ、中学校になった段階で、そのあたりが非常に難しいというのが現状であるということを、ずっと述べているわけなんです。

4 中学校で、じゃあゲストティーチャーと呼んで、何ができるのか。どこの部分でゲストティーチャーを呼ぶのか。教育課程の中のどの部分なんだということになると、なかなか呼び辛いというのが現状である。だから、評価としたら呼んでいませんということでC評価になったというように捉えております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） さっきのあれなんですけど、38 ページでいう外部有識者意見の中で、真ん中どこで社会教育が町教育委員会に移管されたことによりということ、最初に教育長が説明した中で、大きな変化は、今回の変化は、町も部局になったということで、教育委員会が、総合教育会議を年間開いてというふうな形で町との行政とのかかわりが、そういう会議の中で、具体化されてきているわけですから、こういうのを移管されたことによって、一層、教育委員会が連携を図って頑張りなさいという、連携を図りたいというような形での意見が掲載されていると思うんです。

先ほど、例に挙げた子ども歌舞伎なども、いわゆる教育委員会で予算化してないと言われたんですけど、社会教育の中ですか、そこらへんのかかわりは、その教育委員会と別物なんですか。ちょっと、さっきの説明だと、よくわからなかったの。もう一度、お願いします。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 全然別物といって、予算化としては、ここにちょっとミスがあるんですけども、社会行政の生涯学習課なんですね。ここについては。

それから、今の子ども歌舞伎についての予算化は、おそらくあれ、南光支所やったと思うんです。だから、教育委員会では予算化していませんよ。あれについては、南光支所でしていますよという意味なんですね。

だから、全くこれまでも南光の子ども歌舞伎を教育委員会として、また、学校として、三河小学校として、三土中学校として無下にしてきたということは、一切ありませんし、そういうことは聞いておりませんし、私も三河におりましたから、そういうことは経験しておりますので、どの部分について見捨てたいような言い方をされるのか、ちょっと、そのへんは私には理解できないんですけども、全くそういうことはしておりませんし、これからもするつもりもないし。

ただ、だんだんと歌舞伎をする子供の数が減ってきたことを何とかして欲しいと言われても、教育委員会としてできることと、できないことがありますよという意味なんですね。そのへんは、ご理解いただきたいなというように思います。強制的に入りなさいということはできませんので。このあたりについては、非常に難しい問題であるというように捉えております。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 11 ページの学力・体力の実態把握の項でお聞きしたいんですけど

も、この年については、学校の統合については、三河、利神、三日月は統合そのものをしていないということで残っていますけど、統合の結果、学力についての差異、違いみたいなのは、教育長どういうふうに、あるかないかということと、それから、こういうような変化があれば、どういう背景があつて、それをどういうふうに捉えているか。学力の統合によつての変化はあつたかどうか。その点は、いかがでしょうか。

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 今回の一般質問で出ておるんですけれども、統合したから学力が急に上がったということは、私は考えておりませんし、そういうことは可能性としてあるのかないかわかりません。

けれども、子供たちの考える幅、交友関係、仲間関係、そして一つ一つの子供たちの意見の葛藤、アクティブ・ラーニングというのは、どんどん言われてきているんです。そういったものが高まって、徐々にではあるが、郡全体としての学力は高まりを、向上しているように捉えております。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 郡全体でしたら、その各学校のこの場合の評価でしたら、各学校、今後はより具体的な学校、具体的な個別の指導改善計画、各学校ごとの個別の改善計画なんか必要だということの課題等もあげられていますから、郡全体ではなしに、各それぞれの学校が統合によってどうなったかという評価も、私は必要ではないかと思うんですけれども。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） ご指摘のように、もちろん各学校のもしております。

ただ、学校の学力テストというものが、一喜一憂してもらったら困るのが、5人、8人の平均点を出して、上がった下がったという毎年のこれをやったって、何の意味もないと、私は思っております。

そうではなくって、その学年、学年の子供たちのつまずきの部分を分析して、そして個々に、学校ごとに、どここの学校の何年生は、この部分が今年度弱いぞ。この子供たちは、この部分が劣っているぞ。この部分は優れているぞというのを指摘して、その部分への指導を徹底するように、研究主任と管理職のほうには指導しております。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 言葉の意味を、ちょっとお尋ねしたいんですけど、58 ページの人権文化の創造の中の点検・評価結果の上の段ですけど、下から3行目、新たな人権課題が生起している今日においてはという文言が入っているんですけど、これは、どういうことなんですかね。ちょっと、具体的に説明してください。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） 新たな人権問題ですけども、例えば、スマホによる人権侵害ですとか、以前から言われておりました男女の差による人権ですとか、そういったものからだんだんと最近では、そういったスマホですとかといったインターネットによる人権侵害等々が発生しているという、そういう部分を指しております。

議長（岡本安夫君） はい、よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

ここで、お諮りします。午前11時まで休憩をしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） それでは、午前11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時02分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第6．報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第6、報告第6号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）、町長より報告があります。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第6号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、町有自動車が起こしました交通事故により、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものでございます。

事故の概要は、平成28年6月1日午後3時ごろ、商工観光課職員が事務処理のため、車で外出した際に、用務先の駐車場において、職員が運転する公用車左側の後部と停車中の相手方所有車両の右側の前方側面が接触をし、相手方車両に損傷を与えたというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を100パーセントとし、相手方車両修理費の100パーセントに相当する13万4,000円を支払う内容で、6月23日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしておりますので、ご報告を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君）　　これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　岡本議員。

7番（岡本義次君）　　これは、毎日、役場、公用車も多くて、そして、外へ運転していっておるわけでございます。亡くなったり、けがしたとかいう人身事故じゃなくてよかったですけれど、起きてしまったものは仕方がないにしても、これらの1年に、やはり1回か2回は、こういうことが起きております。ですから、そこらへん、総務課長、副町長が、どのように職員の指導をされておりますか。そこらへんについて、伺います。

〔副町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　はい、副町長。

副町長（坪内頼男君）　　事故につきましては、本当に、毎回こういう形で、ご報告させていただいているということにつきましては、本当に残念だと思っています。

交通安全週間とか、そういった場合には、職員の集会、あるいは課長会等でも、そういったものの徹底はしているんですけども、不幸にして、こういうことが起こっています。

このたび、こういった事故の対策として、安全運転管理者会議を特別に招集して、対策等について協議をさせていただきました。

中身としては、もちろん運転者の意識の啓発ということが一番なんですけれども、例えば、技術講習会、運転を主たる業務している職員もおりますので、そういった技術面の向上、それから法令等の講習、そういったものの機会を設けるとか、佐用警察のほうでチャレンジ100という取り組みもされています。そういった取り組みに積極的に参加することと合わせて、公務員の場合は、非常にこういった交通事故についても懲戒処分という、そういった分限もあります。そういった法令につきましても、職員の意識を持っていただくということでの徹底。

それと、もう1点、やっぱり事故の原因として、本人の注意もありますけれども、車両の不備、そういった面も考えられます。タイヤが摩耗していたとか、そういった車両の点検につきましても、運転する前に各職員が点検するとか、そういった注意を喚起するということを協議させていただいて、そういうことを、これから徹底していきたいなと思っております。

議長（岡本安夫君）　　ほかにありませんか。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） これは、役場の車を運転していた方の過失が 100 パーセントというようになっております。

それと、相手車両は停車中ということになっているんですけれども、この示談過程において役場は、ちょっと弱気で、これ示談されておるんじゃないかなというようなことも考えられんことはないんですけど、そのへんは、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 当然、こういう車両の損害については、保険適用ということで保険に加入をしていて、保険会社等で査定をして交渉をさせていただいております。

どうしても、これは誰ものことで、車に乗らないと仕事になりませんし、今、副町長が申しあげましたように、いろいろと注意喚起をし、職員も注意をしておりますけれども、仕事上、これだけの職員が毎日乗っていると、これはどこの社会、地域、団体とか、組織なんかにおいても、交通事故というのは、ある意味では、確率的にやむを得ないところがあります。

そういうことに備えて、損害賠償に係る保険に全て加入をして、その中で、交渉をさせていただいているということなので、町が、直接交渉をして、弱気で交渉をすとか、そんなことはありません。

少なくとも、停車中の車に、駐車中の車をこすったということは、これは 100 パーセント、運転していた者が悪いのであって、当然、移動中、両方とも交差点での事故とか、そういうの、今までもありますけれども、そういうのは、過失割合幾らという形で査定をされておりますので、その点は、十分ご理解いただきたいと思います。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石黒議員。

11 番（石黒永剛君） いつものことなんですけれども、損害額、相手方の賠償額は報告になるんですけれども、当然これ、自車のほうもめげているんですね。自車のほうは、共済のほうからの車両保険で出ると思うんですけれども、同時に、今後、自車のほうの報告もお願いいたしたいと思うんですけれども。この場合、何ぼかかっています？

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 修理代につきましては、今回、資料としては、持って上がっておりません。今後、こういう事故の報告等がある場合は、また、事前に準備はさせてもらいたいと思います。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第7．報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第7、報告第7号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）、町長より報告があります。
町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、続きまして、ただ今、上程をいただきました報告第7号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、笹ヶ丘公園駐車場において、公園内設置のごみ入れが相手方所有車両に接触したことにより、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものでございます。

損害の概要は、平成28年5月3日午前11時ごろ、笹ヶ丘公園駐車場において、公園内に設置をしていた鉄製ごみ入れが強風により倒され、駐車場に駐車をされていた相手方所有の車両右側前方のバンパー部に接触をし、相手方車両に損傷を与えたというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を100パーセントとし、相手方車両修理費の100パーセントに相当する4万8,299円を支払う内容で、6月28日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第2号の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしておりますので、報告を申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 風が吹いて飛んだということで、仕方がない部分、不可抗力の面もあるんですけど、今後また、このように風が吹いても飛ばないように、後の策、どのようにされたか、そこらへんについては、どうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） すみません。失礼します。
事前に今回の部分も固定はしておったんですけども、こういう事態になりまして、そ

の後、これを受けましてからは、園内全てのごみ箱とか、そういうふうな強風対策とか、そういうような対策として全体を見回したのと、それから、改めて固定をし直したというふうな対策はとっております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 8. 議案第 96 号 町有財産の無償貸付けについて（旧長谷保育園跡地）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 8、議案第 96 号、町有財産の無償貸付けについて（旧長谷保育園跡地）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案 96 号、町有財産の無償貸付けについて、提案のご説明を申し上げます。

学校等跡地施設活用のため、公募による利活用事業者の選定を行った結果、旧長谷保育園におきましては、主に障がい者就労支援施設として活用する事業提案をいただいた一般社団法人共生会を優先交渉権者として調整を行ってまいりました。

一般社団法人共生会は、現在、芦屋市にて障がい者就労支援 A 型事業所を運営されているほか、グループ法人の宗教法人光聖寺、社会福祉法人光聖会では、大阪市・芦屋市等を拠点に数多くの認可保育園を運営をされております。

旧長谷保育園におきましては、障がい者就労支援 A 型事業所として軽食カフェの運営・お弁当の製造販売・野菜の栽培等を計画をされているほか、放課後等デイサービスの実施を事業の柱とし、グループ法人約 500 名の職員の研修の場としても利活用される計画となっており、開設は平成 28 年 12 月を予定をされております。

旧長谷保育園園舎跡地は鉄骨造平屋建てで、床面積は 364.21 平方メートル、附属倉庫としてコンクリートブロック造平屋建て、15.34 平方メートルとなっております。土地は 2,170 平方メートル、所在地は佐用町口長谷 506 番地 1 でございます。

一般社団法人共生会に、旧長谷保育園に係る土地及び建物を 10 年間無償で貸付けいたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案については、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 業務内容については、町長、軽食カフェなり農業なりとありました

けれども、この就労支援A型となれば、雇用関係を、雇用契約を結ぶわけですから、ある程度、事業所として経営やっていかなければならないと思うんですけども、その軽食カフェや農業をやる場合で、その経営上の見通しは、どういうふうに捉えていますかね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 経営上の共生会さんにつきましては、複数の施設を持たれているということで、ほかにもうどん店を運営されておったりしているということをお聞きしております。

ここで、長谷は長谷でお弁当なりを販売をして、皆さんに買っていただきたいということをおっしゃっております。

そういうものを含めて、ほかへも、ここでできた野菜を使っていただいたり、それから、弁当販売をして経営を成り立たせていくというふうにお聞きしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） その販売先ということは、やっぱり地元でお弁当なり、野菜は地元で販売ということか、それとも、いろいろ事業所持っておられますから、その中で、いろいろ事業を持っておられる中に、そういう食材として提供されるのか。地元で、そういうふうなものを販売されるって、それで経営上やっていけるという見通しなんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） その両方なんです。

地元でお弁当を販売したいということと、それから、自分とこの施設へも持って行って、野菜などを販売したいと言われております。

8番（金谷英志君） わかりました。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 幾つかちょっと、質問したいんですけども、学校の跡地活用の公募で、共生会のほうからの提案と、そのプレゼンの経緯というか、それを、まず教えていただきたいんですけども。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 公募をしているのは、もうご存じのとおりでございますので、それに呼応しまして、共生会さんのほうから電話がかかってきたということでございます。それで、長谷の保育園跡地を見せてほしいという電話がございまして、職員が同行いたしまして施設を見せております。その上で、共生会さんのほうで使われるのであれば、こういう提案をしてほしいということで、こちらからお願いをしましたところ、要望が出てまいったということでございます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） ですから、提案の時期とプレゼンの時期を、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 提案の時期は、参加表明をいただいたのが2月16日で書類をいただいております。その後、町の地域活性化支援会議、それから、地域の代表の方にも入っていただいてプレゼンをしていただいたということでございます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 一般社団法人共生会の設立はご存じだと思いますけども、今年の4月1日と、決算、迎えてないわけですけども、グループ法人云々というのは、確かにありますけども、ここに貸せよというか、そういう結論に至ったというところについては。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） これにつきましては、私どもの健康福祉課にも聞いたところ、こういう障がい就労支援A型の施設というのは不足しているというふうに聞いております。それで、その中で、こういう提案をいただいたということでございます。共生会自体の母体は、社会福祉法人の光聖会、それから宗教法人もされているんですけども、そこでは、グループ法人として、保育園とかを随分たくさんやってらっしゃる。

これから、その障がい者就労型ということで、その障害者の方が能力に応じて自立した生活が営めるように、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて事業を行って、経済活動の活性化とか、事業の健全な育成を図るといような方針を述べられております。

その中で、そういう活性化支援会議、あるいは地域の方にもご説明いたしまして、また、地域の方には、直接、この法人のほうから出向いていただいて説明していただきました。

その中で、地域としても受け入れられるということ。それから、芦屋市で、この障がい者の就労支援A型施設というのは、始めたところだということもお聞きしておりますけれども、母体としてしっかりとした法人だということで、決定に至ったということでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） ちょっと、待つて。
ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 何名かの雇用もあろうかと思います。

それで、聞きたいことは、佐用でとれたお米とか野菜とか豆腐とかみそですね、三日月みそや上月、そういうようななんを使ってもらうような話は、ちゃんと相手に伝わっておるんですか。

中安の小学校の分も含めて。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この共生会さんのほうでは、ここに来られる方、通所される方に、その野菜などをつくっていただくということで考えておられるということと、それから、その時、地元の方も、実際にゴトンボ農園とか貸農園やっておられますよね。そういう中では、一緒にそういう野菜づくりなんかできるのだろうかという質問もございました。

その中では、共生会さんのほうも一緒に、ぜひやりたいというようなことで、答えをいただいているところです。

また、中安の跡地、佐用共立病院さんのほうですけれども、これにつきましては、その建設についても地元の業者をお願いしたいというような意向もございまして、随分、地元のことについては、考えていただいているというふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 確かに、グループ法人は、社会福祉法人、それから株式会社、それから宗教法人、全国に確か 26 カ所保育所を運営しているというのは、調べたらわかった

んですけれども、それを評価してということなのか。

それで、やっぱり設立間もない法人ですので、決算迎えてないと。だから、それは、ありつつも、要するに、端的に言うと、バックがしっかりしているから大丈夫ということなのででしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も、この宗教法人の代表にお会いさせていただきました。

新しい、新たな事業を展開をしていこうと、障害者就労施設なんかをやっているところ、これについては新しい試みですけれども、これまで、先ほどお話のように、全国で 26、27カ所、たくさんのそうした施設を運営しながら、非常に堅実な経営もされておりますから、そういう面では、非常にそういう人が代表者として、しっかりと、こういう分野において運営をしていただくということ、これは、ある意味では、安心ができるところではないかと思えます。

ただ、事業の内容が、これからなので、なかなか佐用町の中で、そうした就労者、そして経営して、それが経営的に成り立つかどうか、このへんは、町として、そこを判断するというのは難しい。

ただ、その法人として、それをやっていると、やるということでの申し入れですから、それは、そこの努力を待たないといけないと思えますし、地域としても、この施設を、なかなか今のまま、空き家のまま置いておくということ、このことについての将来への不安というのもあります。

だから、どんどんいろいろな申し入れがあり、提案があれば、その中からの選択ですけれども、やはり、そんなに、こういう施設の活用と言っても、いろいろな提案があるわけではありません。そういう中で、今回の提案について、これは地域としても、いいのではないかなという地域の同意も得ましたので、こうして提案をさせていただくところであります。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 96 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 96 号、町有財産の無償貸付けについて（旧長谷保育園跡地）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 97 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 9、議案第 97 号、播磨高原広域事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今上程をいたしました議案 97 号、播磨高原広域事務組合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事に申請しなければならないと規定されており、その協議につきましては、同法第 290 条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されておりますので、このたび提案をさせていただくものでございます。

変更の内容につきましては、規約第 12 条の変更は、平成 27 年 4 月 1 日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新たに教育長の任命の方法を整理する必要が生じました。現行の規約では、教育委員の任命方法のみが規定されていることから、このたび、教育長及び教育委員の任命方法について、同法に準拠する旨の規定に整理を行うものでございます。

規約第 13 条の変更は、これまで同法施行令第 16 条に基づき、教育委員に係る解職請求に関する事務を処理する選挙管理委員会を規約で定めておりましたが、同施行令が改正されたことにより、解職請求の手続きは、地方自治法を準用し、市町の選挙管理委員会が行うことから、整理をするものでございます。

一方、今般、新たに教育長及び委員の資格決定に関する事務を処理する選挙管理委員会の規定は、同施行令第 14 条第 2 項において組合規約で定める選挙管理委員会が処理するとされたことから、所要の整理を行うものでございます。

なお、当該選挙管理委員会は、管理者があらかじめ指定した市町の選挙管理委員会とするものでございます。

附則につきましては、施行の期日を定めるもので、兵庫県知事の許可のあった日とするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 97 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 97 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 97 号、播磨高原広域事務組合規約の変更については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 10. 議案第 98 号 財産の取得について（教育サーバー更新・校務パソコン等更新事業）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 10、議案第 98 号、財産の取得について（教育サーバー更新・校務パソコン等更新事業）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきまし議案第 98 号、教育サーバ・校務パソコン等更新事業に係る財産の取得について、提案のご説明を申し上げます。

現在使用する学校設置の学校サーバ及び各学校の校務用パソコンにつきましては、それぞれ、平成 18 年と 19 年に導入されたもので、耐用年数が過ぎ、ウイルス対策のサポート切れも近くなっており、頻発する故障による公務への支障や修理対応だけでなく、安全性の面におきましても早急な更新が必要となっているところでございます。

このたびの機器類の導入業者の選定にあたりましては、来年度整備予定の児童・生徒等が使用する教育用パソコンを導入する際、今年度購入する教育サーバや学校サーバ等の機器の機能や容量に不足が生じ、来年度導入する機器に対して、さらに、その拡張が必要になるなど、追加費用が発生しないような設計とするため、応募のあった 2 業者による指名型プロポーザル方式により実施をいたしました。

導入業者の選定につきましては、教育長、教育課長、同課の両室長、総務課財政室長、同課の電算担当、情報担当の中学校長の代表・小学校長の代表の 8 名で、「事業の目的・趣旨を十分理解した提案がなされているか」・「行政系と教育系のネットワークの分離など、ネットワークの強靱化への対応はどうか」・「経費の節減に寄与できているか」・「システム等の問題・課題に対する対応方針が明確であるか」などを評価の基準として審査をした結果、より高い得点を獲得し、かつ基本仕様に対する見積額が低かった業者を選定をいたしました結果、消費税込みの 4,298 万 4,000 円で、兵庫県姫路市本町 127、姫路大手前ビル、株式会社ニチワ姫路支店支店長、丸山雄士氏に決定をいたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 指名型プロポーザルということで、教育サーバ 2 台と、学校サーバ 10 台、これらも含めての 4,298 万 4,000 円でありますが、我々が個人的に、このパソコン

を、この同じ型を1人買いに行ったら、仮に10万円だったのが、この4,298万4,000円の中で8万円とか9万円とか何ぼかは安くなっておるんですか。そこらへんについて、ちょっと教えてください。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 当然、パソコン本体そのものにつきましては、おっしゃるように業者の努力によって安くなっていると思います。

ただ、今回につきましては、教育サーバ、これが今現在5台あるんですけれども、その更新という。これは本庁のほうに設置をしてあります。

それから、各学校へも10台、それぞれの学校にサーバがございますので、そういったことひっくるめると、やはり、こういった値段になってくるというようなことです。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） こういう値段になったというのはわかるんですけれども、もう契約してしまったものですから、そこの方に一般の者が買ったら10万円やけど、パソコンで何ぼぐらいというのは、ちょっと教えてもらうようなことはできなかったのか。そこらへんを聞きよるわけですよ。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） こういう入札、プロポーザルという形になりましたけれども、これはやっぱり2社によって、価格においても競争をさせていただいているということでありませぬ。

ですから、こういうものが、今、言われるように、幾らどの部分で、一般的に安くなる。じゃあ、何を基準に安くなったのか。高くなったのか。これも、そういうものでわかりませぬし、やっぱり、この機能と仕様、いろんなものを提案して、一括してそういうものを提案していただいた中で、総額提案していただいたものも低額であり、しかも、そうした要求に応えるもの、そういうことで選定をしているわけですから、そのような質問では、なかなかお答えができません。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 今の町長の答えですけれど、発注した場合、だいたいこれぐらいということで、教育委員会が見積もりいうのか、このパソコンなりサーバで、いわゆるカタログなんかとったり、相手と交渉する時に、事前に何ぼかは下打ち合わせいうのか、自分とが入札する場合には、資料でやっておるわけでございますので、そこらへんは出てくるんじゃないかなという気はしたんやけど、全然わかりませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） これは、今回のこの教育サーバ、コンピュータだけではなくて、ほかのものにおいても、だいたい予定価格というものを設定して、その中で予算を、事前に予算化をしております。これも今回、新年度、28年度予算として、既に予算を議会にも提案させていただいて、提案している。その中で、実行をしているということでもあります。その予算の段階で、当然、幾らかかるかわからないものを、プロポーザルで提案して見積もりしてもらって、そこで出てきた予算がそのまま、幾ら出てくるかわからない中で実施するというようなことは、当然、予算の執行上もできませんから、そういうことは、事前にちゃんとやっております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第98号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第98号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第98号、財産の取得について（教育サーバ更新・校務パソコン等更新事業）は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第99号 財産の取得について（（仮称）南光地域保育園厨房設備機器一式）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第11、議案第99号、財産の取得について、（（仮称）南光地域保育園厨房設備機器一式）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第99号、財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、新築工事を施工しております南光地域保育園の給食は、園内の給食室で調理を行いますので、安全で安心な給食を園児に提供するために、厨房設備機器の整備を図る目的で備品購入を実施するものでございます。

購入に当たりまして見積入札を行い、平成 28 年 8 月 18 日、業者、6 業者による入札に付したところでございます。

結果は、消費税込みで 1,436 万 4,000 円。赤穂市古浜町 83 番地、有限会社近畿調理機代表取締役、平尾正信氏と、備品購入契約を締結いたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 調理器の購入については、上月保育園の時にも入札が見積入札でやられましたけれども、この差額について、どういうことかお聞きしたいんですけれども。

上月の時には、契約金額約 1,000 万円。今回は、約 1,400 万円ということで、規模としても、だいたい機器についても同等かと思うんですけれども、この約 400 万円の差額は何でしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） おっしゃるとおり厨房機器に関しましては、上月保育園と同等々設置しておりますが、今回の違うところは、久崎保育園から冷凍庫 1 台、冷蔵庫 2 台、作業台 1 台、戸棚 1 台、食器かご 20 組等利用しておりますので、その分が入札のほうには入っておりませんので、若干、金額が違うようになっております。

8 番（金谷英志君） わかりました。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 久崎保育園は、ご存じのように、ああして大きな水害がありまして、あの時点で厨房も新しく、いろいろな機器もしましたから、まだまだ非常に新しい機器があって、それを使ったということです。だから、非常に性能的にも何もあまり変わらない

ものが入っております。

8 番（金谷英志君） わかりました。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 6 業者から見積もり、カタログ等とっておる。随契にしておるんですけれど、これ今言った、上月保育園の場合と同じ業者が落札したということですか。これ。特殊ないうか。そういう。

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 結果的に同じ上月保育園に納入した業者が一番安かったということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） ほな、その随契というのは、

議長（岡本安夫君） 随契？

町長（庵逄典章君） これは、何度も皆さんに説明をさせていただいておりますけれども、なかなか設計して入札という行為だけだと、いろんなメーカーもあります。だから、こちらで、だいたい、こういうものというをして、見積入札なんですね。だから、結局、入札と変わらない行為は、ちゃんとしているんですけれども、見積入札は、こうした契約上、随契というふうに、これは規定をされておりますので、随契ということに、名前になっておりますけれども、実質は 6 社による競争入札です。価格的には。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 99 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 99 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 99 号、財産の取得について（（仮称）南光地域保育園厨房設備機器一式）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 100 号 字区域の変更について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 12、議案第 100 号、字区域の変更についてを、議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 100 号、字区域の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 26 年度から実施をいたしております那手地区ほ場整備事業は本年度に換地処分を行います。これに伴い、字区域の変更が生じたため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 100 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 100 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 100 号、字区域の変更については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 13. 議案第 101 号 基本協定の締結について（姫新線播磨徳久構内架道橋新設工事）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 13、議案第 101 号、基本協定の締結について（姫新線播磨徳久構内架道橋新設工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 101 号、姫新線播磨徳久構内架道橋新設工事の基本協定の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

当路線は、播磨徳久駅西側ボックスカルバートを新しく場所を西側に移して設置しようとする工事を線路内での工事となるために、J R 西日本と基本協定を締結し、この工事を行おうとするもので、工事内容といたしましては J R 線路内でのボックスカルバートの設置・それに伴う仮設工事・電気工事及び施工監理業務等を基本協定により締結をし、施工年度ごとに年度協定により工事を行うものでございます。

協定金額は、消費税込みの 8 億 4,297 万 8,000 円で大阪市淀川区宮原 4 丁目 3 番 39 号、西日本旅客鉄道株式会社取締役兼常務執行役員近畿統括本部長、平野賀久氏と基本協定を締結いたします。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 　　提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 　　金谷議員。

8 番（金谷英志君） 　　これは、全員協議会で報告があった時にもお聞きしたんですけれども、この協定金額の約 8 億 4,000 万円についての、この金額の妥当性について、庁舎内では、どういうふうな議論をされたのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 　　町長。

町長（庵逄典章君） 　　この箇所の改良につきましては、合併後、合併以前の計画に基づいて 1 つの懸案として、ずっと残ってきた案件であります。

そういうことで、J R 西日本のほうに対しまして、合併後として残っている、この懸案について事業を再開したいということで、交渉をしてきたところであります。

ただ、J R さんにしては、合併以前に基本的な合意がなされた中で、一方的に施工、事業が中止されたということも踏まえて、なかなか事業に対する協議というのが進まなかった。時間がかかったという点は 1 つあります。

そういう中で、佐用町として、特に J R さんの大きな懸念は、また、途中で、この事業を中止されないかというようなことを担当者のほうも言われて、その 1 つは予算面で、財源的に大丈夫なのですかというような話でありました。

その点については、合併特例債等の、そういう起債、過疎債、そういうものが財源として、きちっと確保しますということの中で、新たに事業の協議を行ってきました。

ただ、町としては基本的に、以前に、合併前、平成 15 年ごろに旧南光町でコンサル、これも…

〔「12年」と呼ぶ者あり〕

町長（庵途典章君） 12年か。すみません。

平成12年に、こうしたJR等の施工が、設計ができる大手コンサルですね、そういうコンサルに委託をして、かなり基本設計まででき上がっていたわけです。その設計の中で概算として算出された事業費というのは、事業そのものの本体については2億円余り。それに付随する諸々の架設とか、そういうもの入れても、やはり3億円ぐらいというふうに見込まれていたということ。このことは記録にもあります。

ただ今回、町としては、それにプラス、あれから時間的な経過もありますから、JR側に設計をお願いをして、JR側の見積もりを、提案をいただくという段階の中で、若干の事業費が、それ以上に上回るだろうなということは予定をしておりましたけれども、今回の8億4,000万円という金額については、ある意味では、「ええ、こんなにかかるんですか」という、まず、最初の印象はありました。

ただ、当然、その理由、なぜ、こういうだけの事業費がかかりますかということは、当然、JR側とも話を担当者しておりますけれども、それにつきましては、JRとしての設計基準、今の安全基準に基づく事業を、当然、算出しておりますということで、例えば、当時と大きな変更になっているのは、安全基準の中で、夏場の事業、工事等、線路にかかわるようなものの中で、夏場の工事は、期間的に、なかなかできないんだと。気温の温度差が非常に激しい時にはできないとか、それから、今回、影響範囲として、町道がこれから変わって、新しく、それぞれの町道につなげて路線として施工するわけですが、その影響範囲が、かなり以前より広い範囲で工事の施工をしなきゃいけない。その部分もJR側が施工しなきゃいけない。

それから、その安全基準の中で保安員等の設置。

それから、特にそのための架設工事、非常に時間的に期間も夏場の工事が本格的にはできないというようなことも含めて3年間ぐらいかかるというようなことであります。

そのための工事ヤード等も設置をして、それに対する架設工事等がかなり増えております。

これも一つ一つを、じゃあそれが必要かどうか。こちらがその疑問を言っても、これはJRの基準として、施工基準として、その中で全てやっていますと言われれば、それ以上、こちらから反論して、おかしいということは、それに対する疑問を言っても、西日本の鉄道の中での工事はどこでもやっていますと。

例えば、山陽線とか、そういうところも言えば、同じ基準でやっていますという話なので、それが姫新線に当てはめずに、もっと姫新線は緩和してくださいというのは、JRとしては、なかなか通らないわけです。

だから、私どもは、当然、JRが安全はまず第一ということを踏まえた中で、これだけのこの事業をやっていただくのに、これだけかかりますというふうを示されれば、それを受けて、協定を結んで委託せざるを得ない。この事業をやるためには、それが必要だというふうには、これは判断をしております。

当然、この事業は、ここの事業費を、この事業区間をJRにこうして協定を結んで委託するだけではなくて、それ以外のところの当然、事業が出てきます。この路線については、小山安川線については、徳久駅の今の広場から、また、それにつながる道路。それから、小山側に抜けた時に、既に大分施工もしておりますけれども、物件移転も含めて、用地も含めてしておりますし、そういうものを加えますと総事業費が10億円を超える大きな事業だということでもあります。

ただ、この事業が財政的に可能なのは、そうした合併特例債、過疎債、そうした財源的なものが活用できるということ、このことによって、この事業が可能だというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 基本的なところで申し訳ないんですけれども、地方自治法第96条のこの該当のところ、いうところの議決を求めるという中には、当然この基本協定というのは、文言がないんですけれども、全員協議会でちょっと触れられたと思ひますけれども、改めて、ちょっとこれは、要するに読みかえるのか、そのところをちょっとお願ひします。

議長（岡本安夫君） いける？ 答えれる？

町長（庵道典章君） 議会事務局長が答えるんや。議会として必要かどうかとうこと。
はい、議会事務局長。

議会事務局長（舟引 新君） この件につきましては、県の議長会のほうにも確認をさせていただきましたけれども、一応、名前は基本協定という形になるんですけれども、実質的には工事の請負契約と同等の中身になりますので、工事の請負契約の扱いをするということになっております。

議長（岡本安夫君） はい、よろしいですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 今日、配られた基本協定書というのを見て、当然、これ最初のページの第5条、本協定による工事が公共事業である。当然、そうであるわけなんですけれども、そうであるなら、要するにJRは、工事業者の入札を多分、実施すると思うんですね。そこから、要するに公共事業という観点で見るとは、いいわけですね。

それで、その後、その次のページでしたか、工事の進捗等については、透明性の確保とか、町とJRとの間で共有化するというような文言があったと思うんですけれども、そのところについて、入札段階から、当然、そういう形で町も介在するとか、そういう立場でよろしいんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 今のＪＲ西日本としての、こういう工事の協定に基づく県道とか町道とか、そういう公共施設に絡む仕事について、どういう取り扱い、規定によって執行を実際に実施されているのか、私も、ちょっと時間がたっているのでわからないんですけども、以前に、私が担当した、町道の佐用町内の例えば、この秀谷のカルバート、それから新町のところの下、拡幅とか、高架下を通るための工事、また、新町のところにカルバートも渡しました。その時、その時、やはり同じような形で実施をしております。

ただ、当然、ＪＲとしても、そのＪＲの指定業者、資格業者に入札によって、これをまず、また、発注をされるということになるわけです。その結果による精算、それはちゃんと、こういう精算になりましたという最初に精算をして、私が、担当した時でも、その残額、精算額、残ったものについては、返還をしてもらったという、昔経験があります。

ただ、入札等においては、これは町がまた一緒に入札に、町が発注するわけじゃないので、これはＪＲ西日本が、その責任において透明性を持って、ちゃんとやっていただくということに、それは、こちらも認めないと、そこまで、こちらが立ち会わなきゃいけないとか、何とかという口を挟むことは、これはこの協定上もできませんし、それは、ＪＲのほうの、今、言いましたように、基本協定に基づく後の執行については、ＪＲの責任においてされるということでもあります。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

４番（廣利一志君） 以前の概算でコンサルの評価が３億円というところで、今回、８億円を超えるというところがあります。

だから、町民の皆さんに説明する時に、なかなか、その説明がし辛いというところがあるのと、全国で見ますと、ＪＲ西日本ではないんですけども、ＪＲとのこういう協定を結んだ工事の中で、やっぱり不正入札というような形があるので、それは、要するに公共事業という観点からすると、ＪＲに任せているから町は関係ないという形でじゃなくて、そうなった場合には、当然、町の立場というのは、入札にかかわらないんですけども、だけど、その工事も、入札も、当然、介入するということは必要なのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう不正行為が発生するとか、何とかいうのは、これは発生すれば、ＪＲ側が、当然、責任を持って、また、それに対する処分もあるということですから、そういうものがあることを前提に物事を考えることはできません。

これは、今、説明させていただいたように、ＪＲが、その安全性とかＪＲの規定の中で全て工事の施工基準、また管理基準、安全基準、持っておられます。その中で執行をされるわけで、そこへ町が介入して、それに対して、町として、またチェックをするということ自体も、これもできませんし、これは、協定に基づいて任せるしかないということです。そういう形で、こういう事業が行われていると。

ただ、その中で不正があれば、それは不正として、ここは、やっぱりちゃんと別の形で、当然、その責任というのは問われるということでもあります。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9 番（山本幹雄君） 議運でも諮った時には、委員長のほうから、事業内容の内訳がわかるものを出してほしいということで、それは7日に出しますよというような話だって、内訳がわかる物が、今日、出ているのかどうかいうの、ちょっと見よったんやけど、どの部分がどうなのか、内訳になるのか、ようわからんというような話の中で、今、金額が変わった、上がった理由といたしまして、この前の時の中で、当初予算より大幅アップの増の理由は何かいう中で、今、町長の説明があった、最初2億円や3億円だったものが、JRの安全基準に則って算出や夏場の工事はできないとか、影響の範囲が広くなるとか、保安員の設置とか、架設工事が3年ぐらいとか、いろいろ聞いたんですけども、じゃあ、最初、2億円や3億円や言うた時には、こんなこと考えてなかったんのかと。じゃあ、どんな見積もりいうのか、そういうのをしておったんかないう話になるんですね。

最初がでたらめだったのか、いやいや今回が正しい。今回が正しいわけですけども、この上がり方が、最初のさっき言うたように、委員長は、議運の中で大幅アップの理由いうのをきいているから、多分、町長が答えたんだと思うんですけども、その内容的に言って、どう見ても、これは元から、もうちょっと、そこらへんは考えて試算しておかなあかん部分だったん違うんかなと思うんですけど、そこらへん、どうなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、お答えさせていただいたように、私も改めて、この事業に取り組むに当たって、当初聞いていたものが、全てのもものが網羅しているとは思っておりませんでしたから、当然、事業費が増額になるだろうなということは、ある意味では覚悟はした上で話はしてきました。

それで、旧南光町時代にコンサルが、これもJRの指定した事業ができるコンサルですけども、出してきたものというのは、その中に、どこまでそうした仮設だとか、いろんな経費とか、そういうものが含まれていたというのは、なかなかわからないんですけども、当然、もし、その段階で、そのままJRと、一応基本合意ができて、JRに発注されて、旧南光町時代に事業が実施されていたとしても、これは、その基本設計に基づいてJR側の詳細設計がなされます。今回は、それが最終的にしたんですけども、この詳細設計というか、JR側の設計はされてないんですよ。

だから、その時に、その当時のいろんなもの含めても3億円までだったのが、それが幾らになったかはわからないんですけども、多分、今のそうは言っても倍になるとか、そういうことは、当時の基準とか、そういうものでは私はなかったと思います。

全く関係のない業者が設計をし、積算、概算設計をしたわけではないのでね。しかし、JRが詳細な設計に入った時には、当然、そこでは、JR側としての、また、設計がなされる。いろんな面で検討されるので、そういう意味では、元々の約3億円弱というのが、1つの基準で、それでできていたというわけではないということ。このことは、私らも、

これは理解は、というのか、想像はしているところです。

ただ、それが倍にもなるということ自体は、当時としてはなかつただろうなということも、これも想像ですけれども言えます。

だから、今回それが3倍近いものになっているので、このことが、そこと比べると、非常に疑問があるなという思いは、当然、持つんですけれども、ただ、今の基準、設計基準、JR側の施工基準の中で設計をされるようになりますというものが出されておりますので、これに対して、先ほど言いましたように、町としてこれが非常に過大であるとか、過剰であるとかということと言えるだけのことを、じゃあこちら側が示せれるかと言ったら、それはできないんですね。

やっぱり向こうは、JRさんはJRとして、きちっと、そうした資格を持った人が設計をされ、全部課内で全部チェックもされて、当然やっておられておりますし、それはそれとして信頼をさせていただかなければならないというふうに思うわけです。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9番（山本幹雄君） 町長の言われることも、よく理解できるつもりではいているんですよ。確かにそうなんだろうとは思いますが、当初、事業が2億円言うておって、いろいろ入れて3億円ぐらいかなと、今、町長も言われておったし、それぐらいならいいんじゃないかというふうに、多分、ここにおけるみんなは、そういう思いだったろうし、僕もそうですけども、いざ、蓋を開けてみたら、いろいろ取り合い工事を合わすと町の持ち出し分が10億円以上になるということになると、ええ、それはちょっと何ぼなんでも。この工事だけで8億何ぼですから。それは、ちょっとという気が、多分、誰もすると思うんですよ。

これは、やっぱり町民に説明していかなあかんのでね、それだけのことを、きちっと僕らは聞いて、いやいや実はこうなんやというのを説明聞かれた時にしていかなあかんのですけれども、ちょっと何か、いや当初は2億円や3億円や言うて、関係ない者が言うたものじゃないので信頼はしておったみたいな発言を、今、町長もされておったんですけど、僕らもそうなんだろうと思っておったのが、試算したら、この値段ですよと言われると、ちょっと、もう今さら、何か後戻りできませんよ。後戻りするつもりはないんですよ。ある程度、高くても、やっぱり必要なものであるなら、これはつけていかなあかんのはわかるけども、ちょっと、あんまりにもこの差が大きすぎると、どうなんだろうという気が、どうしても拭えないというのがありますね。

だから、もうちょっと当初に、入るまでに2億円、3億円言うておったんやけど、若干は高くなるだろうなと言いながら、これは2億円、3億円が、若干が8億円ではないので、もうちょっときちっとした試算いうのを、本来しておかないかなんだんじゃないかなと思いますので、ちょっと、今後もこういうことが、確かに、旧上月の時に、駅から東側にずっと道やった時も、JRがやれば高い。向こう一切引かないし、ちょっとだけ広いところ除けてくれというのも、一切引かなかったいうのも聞いてますけれども、それにしても、ちょっとあまりにも、元々がずさん過ぎるいうのもあるのかもわからんけども、それを信じすぎたいいうのもあるのかもわからんけども、ちょっとやっぱり今後は、もうちょっと丁寧な進め方をしてもらわんといかんなという感じですよ。

そういうことで、お願いしたいなと思います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 積算をする上で、設計をする上で、慎重に町の公共事業全体、普通の事業であれば、これは当然、設計者のほうも、担当者のほうもやっておりますし、今回においても、そういうふうには例えば、どうなっているんだというふうに担当者のほうが幾ら話をしても、担当者のほうで、なかなか積算をして、これぐらいかかりますというようなものが出せる事業じゃないんですね。そのところが、幾ら責められても、私どもも答えようがないというところがあります。

ですから、こうして私が答弁しているのは、そういう意味で答弁しているんですね。

これ建設課長に幾ら答弁させても、技術的な面で、自分とこの試算でこうなりますというの出してみても、これは全く、その根拠そのものが示せることができない。これは、あくまでもJR側の設計によって算出をされてくるものであります。その結果が、こうしたある意味では、予想から見ると、非常にびっくりする。特に、以前に10何年前になりますけれども、それと比べるというものがありますから余計に、これが最初から、これだけの事業がかかりますというのであれば、まあまあ、これも皆さんも、こんなものかというふうには、当然、理解が早いですけれども、当時のそうした経過、JRとの交渉もできて、発注する段階で、その事業が取りやめになってしまったという経過、その中で、当時のJR側が発注されて、こういうような設計までいって、JR側の詳細設計の中で事業費が出されておれば、もっと話が、逆に細かく比較もできたり、話もできるんですけれども、ある意味では中途半端な中で取りやめになってしまっていますから、なかなかその根拠自体を示すことができない。

ですから、それはそれとして、今回出されたものが、JRとしてきちっと精算されて、JR側の信頼をして施工をお願いするしかない。これしか、最終的には、こういうふうには答弁させてしまうしかないわけです。これは、ひとつご理解いただきたいと思います。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 結局、数字の妥当性とか客観性が、結局、誰も妥当な評価というか、もち得ないというところが一番あると思うんですね。

それで、以前にその3億円というのが出ているから、余計にそのところがあります。

そうすると、この基本協定の前にコンサルに依頼して、その妥当な金額というか、いうふうな形は、それはできないんですか。

私もコンサルに確認したら、そうするのが普通ではないかという話は聞いたんですけど、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今回のこのルート、施工、改良する、改良そのものは、そうした平成12年に設計をされたものと、ほとんど変わらないものを作っておるわけです。

だから、それは当然、私どもも、前のコンサルに施行しようと、以前にも3,000万円ぐらいのコンサル料を払われてつくられているわけですからね。旧南光町の時に、先ほどずっと話しているような設計に基づく概算予算も含めてコンサル委託料が、多分、3,000万近かったな。3,000万円か3,000万円以上だったかわかりませんが、それぐらいはかかっているわけです。

だから、そこまでができたものを、改めてもう一度スタートしているのだから、改めて、また、設計コンサルに出しても、最終的にはこうしてJRが、JRにおいて実際の設計をしなきゃいけないということがあるわけですから、そんな二重のことは、それはできませんし、それはするつもりもなかったですね。

ただ、今回、そのJRの言われる安全基準等、保安基準等、かなり以前とは厳しくなっている点はあるというふうには聞いています。

そういうものを踏まえてコンサルが概算予算を出されても、前回はこうだったけれども今回は7億円になりました。8億円になりましたというものが出てくるかもしれません。コンサルに渡して、それを詳細設計した結果が、やはりこうだったというふうになるかもしれませんが、結果的、最終的にはJRによる、こうした設計と積算に基づいて協定を結ばなきゃいけないということで、最後はいくわけです。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔西岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、西岡議員。

12番（西岡 正君） いろいろと町長の答弁、議員の質問をお聞かせいただくわけですが、当時の南光町の1議員として、そういう形の中で計画をされ、そして設計された。金額が出たということは、よく存じております。

その後、これは南光町でも下水の排水管を鉄道の下通したり、そういうJR絡みの仕事をしている過去もあります。

この前、たつの市で、今、ちょうど山陽本線の上に橋をかけるような工事をやっていると思います。ちょうど今年の議長会で、その視察を行かせていただきました。

その当時、いろんな議員、たつの市の議員も含めてお話をさせていただいたんですが、特に、ここ10年の間ぐらいに、今、町長からもその説明があったと思うんですが、大変安全に金がかかる。ここ数年前に、10年も15年も前にやっていたら、こんなことにはなっていないだろう。特に、車両を走らせながらの工事ということになると、非常に安全対策にほとんどかかるんだというような説明を受けて、私は私なりに、そういう形の中で、こんな金額になったのかなという理解はしたんですが、その安全対策が、かなり変わっているんじゃないかと思うんですけど、その点の把握はされた結果じゃないかと思うんですけど、お聞かせいただきたい。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私もそんな、安全対策をそのまま、どういう基準で全てどういうふうにやられるかというのは、JR側の中においても信号機の安全、線路の安全とか、組織的にも全部違った中で保安業務をされておりますから、細かくは、わかりません。

ただ、厳しくというのか、非常にいろんな事故等があった中で、今言われる走行しながら、こういう工事を、桁のかけかえをするわけですね。新しくつくるわけです。

だから、これはいわゆるもっと本線のような、山陽本線のようなところの工事でも、姫新線のような単線で、車両もそんな大きな車両が走って回るわけじゃない。多くても2両、3両の車両ですよ。それから、本数も少ない。だから、もっとそのへんは基準を緩和してやっていただいたら、もっと安くできるんじゃないかという思いはあるんですよ。そういう話も、担当者のほうは、当然、担当者でしているようですけども、この基準については、安全という面については、そうした本線のような、あれだけ頻繁に走っているようなところの、また、重量車両が、列車が走っているようなところも変わらない基準の中で、これは差がないんだということを、向こうは言われます。

ですから、なかなか、そのへんが先ほど説明しましたが、夏場で工事ができないとか、それは、なぜかと言うと、鉄道の線路が、温度によって非常に伸縮の差が大きいと。そういうことがあって、基本的には夏場のそういう時期は工事はできないんだというような、そんなに大きく安全にかかわるほどかかりますかと、私らは素人的には思いますよ。

でも、向こうの技術者が、そういう基準で設計をしなければいけないんだと。決まっているんだということを言われた時に、私らが、ほんなら、そんなものがおかしいでしょうとは言えないですはな。

そういう例として、そういう例があるんですけども、全てのことに、そういう基準でこの事業というのは取り組まれているということでもありますので、これは、今、事業として進める以上は、ここでじゃあ、あまり私も事業費があまりかかり過ぎて、費用対効果こんなんではということでは言えない。

やはり地域から見れば、1日も早く消防車両、救急車両等も安全に素早く走れるようにという長年の懸案ですし、佐用町がこれによって、ほかの事業も全くとまってしまうとか、財政破たんするというようなことでは、当然、できませんけれども、何とか合併後のこうした財政運営の中で、有利な合併特例債も活用できると、こういう中で、今、事業としては進めなければ、する必要があるという判断をしておりますので、ひとつよろしく願います。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 質疑というのか、私もJRの本社に二度にわたって、10年ほどおりました、こういう積算も携わったりして、中身知っております。

夏にできないというのは、やはり夏、温度が上がれば、線路が張りあって曲がって、線路がぐにゃと曲がって脱線するというような1つの事故が、今まであっちこちであったわけですよ。

そしてまた、尼崎とか信楽なんかで事故があって、大勢の方、亡くなったりしたら、や

はり人命にはかえられんという、1つの仮設をつくって、そして線路をそこへするという
ことで、やっぱり安全について、ものすごく厳しくなったと思います。ですから、これ
だけの金額が出たのかなと思って、私も聞いておりました。

ですから、中身については、厳しい中で査定もしておりますので、これぐらいな金額、
仕方がないのかなと思って聞かせてもらいました。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第101号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第101号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第101号、基本協定の締結について
（姫新線播磨徳久構内架道橋新設工事）は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から午後1時40分とします。
はい、これでお願います。

午後00時23分 休憩

午後01時38分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、全員おそろいですので、少し早いですけど、休憩を解き、
会議を再開します。

-
- 日程第14. 議案第102号 平成28年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出について
日程第15. 議案第103号 平成28年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）の提
出について
日程第16. 議案第104号 平成28年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）の
提出について
日程第17. 議案第105号 平成28年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）の提出に
ついて
日程第18. 議案第106号 平成28年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第1号）の提出につ
いて
日程第19. 議案第107号 平成28年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第1号）の提

- 出について
- 日程第 20. 議案第 108 号 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 21. 議案第 109 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 22. 議案第 110 号 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 23. 議案第 111 号 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 24. 議案第 112 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 14 に入ります。

日程第 14 から日程第 24 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 14、議案第 102 号、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出についてから、日程第 24、議案第 112 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 102 号から議案第 112 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 102 号、佐用町一般会計補正予算（第 2 号）からご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 238 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132 億 1,604 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

地方交付税につきましては、このたび、普通交付税の交付額が決定をいたしましたので 1 億 9,254 万 5,000 円増額し、普通交付税の総額を 57 億 4,286 万 8,000 円としております。

分担金及び負担金につきましては 1,138 万 5,000 円の増額で、土地改良事業分担金でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 3,505 万円の増額。主なものとしては、地方創生推進交付金と地域経済循環創造事業交付金について、国の内示決定に伴い追加をいたしております。

県支出金につきましては、100 万 6,000 円を増額いたします。うち、県負担金は 3 万 4,000 円の減額で、県移譲事務交付金の確定によるものでございます。県補助金は 104 万円の増額で、ふるさとづくり推進費補助金の増額でございます。

財産収入につきましては、43 万 1,000 円の増額。うち、財産運用収入におきまして、土地賃貸料を 30 万 2,000 円増額。財産売払収入は、土地売払代金 12 万 9,000 円の追加で

ざいます。

寄附金につきましては、地方創生応援税制寄附金 10 万円の増額でございます。

繰入金につきましては、1 億 3,601 万円の減額でございます。うち、特別会計繰入金は、介護保険特別会計繰入金 3,000 円の増額。基金繰入金は 1 億 3,601 万 3,000 円の減額。内訳といたしまして、財政調整基金繰入金は減額、西はりま天文台公園整備基金繰入金は、グループロッジ改修事業の財源として追加をします。

繰越金につきましては、1,678 万 6,000 円の増額で、平成 27 年度の繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入 1,133 万 9,000 円の増額で、定住自立圏事業負担金の追加、派遣職員給与費弁償費の増額が主なものでございます。

町債につきましては、1 億 6,975 万 2,000 円の増額でございます。内訳としては、臨時財政対策債は発行可能額決定に伴う減額。観光関連施設整備事業債は、西はりま天文台グループロッジ改修と、道の駅宿場町ひらふく改修にかかる財源として、合併特例事業債を追加をいたしております。そのほか、道路新設改良事業など、事業量の増加に伴い増額をいたしております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。予算書 2 ページをご覧ください。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明を省略をさせていただきます。

なお、特別会計につきましても、人件費は同様でございます。

まず、議会費 17 万 7,000 円の減額は、人件費でございます。

総務費につきましては、1 億 930 万 4,000 円の増額でございます。うち、総務管理費は、1 億 792 万 5,000 円の増額。人件費のほか、地域経済循環創造事業交付金として、佐用・IDEC 有限責任事業組合が実施する次世代農業モデルプラント建設事業への交付金を追加、また、自治体情報セキュリティを強化するため、電算システム設定委託料を増額いたしております。徴税費は 143 万 5,000 円の増額で、人件費の補正と、町税過誤納還付金の増額でございます。戸籍住民登録費は 5 万 6,000 円の減額で、人件費でございます。

民生費につきましては、85 万 6,000 円の減額。うち、社会福祉費は 1,314 万 8,000 円の増額で、人件費のほか、結婚新生活支援補助金の追加、特別会計繰出金の調整が主な内容でございます。児童福祉費は 1,321 万 7,000 円の減額、国民年金事務取扱費も 78 万 7,000 円の減額で、それぞれ人件費が主な内容でございます。

衛生費につきましては、1,966 万 6,000 円の減額でございます。うち、保健衛生費は 1,892 万円の減額で、人件費のほか、簡易水道事業特別会計繰出金の減額、乳がん検診医師報酬の追加が主な内容でございます。清掃費は、74 万 6,000 円の減額で、人件費でございます。

農林水産業費につきましては、721 万 2,000 円の減額。うち、農業費は 681 万 4,000 円の減額で、人件費のほか、町単独土地改良事業補助金の増額、上月地域特産物加工所の備品の購入経費を追加をいたしております。林業費は 39 万 8,000 円の減額で、人件費でございます。

商工費につきましては、1 億 4,182 万 2,000 円の増額で、人件費のほか、西はりま天文台グループロッジ改修事業と、道の駅宿場町ひらふく改修事業の経費を追加をいたしております。

土木費につきましては、5,058 万 4,000 円の増額。うち、土木管理費 170 万 7,000 円の増額は人件費でございます。道路橋梁費は 2,902 万 9,000 円の増額で、人件費のほか、事業費の増加に伴う予算措置を行うものでございます。下水道費 1,561 万 3,000 円の増額は、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金の増額でございます。住宅費、423 万 5,000 円の増額で、人件費でございます。

消防費につきましては、54万6,000円の増額で、これも人件費でございます。

教育費につきましては、6,546万3,000円の増額で、うち、教育総務費は196万3,000円の増額で、人件費が主なものであります。小学校費は3,105万3,000円の増額で、三日月小学校大規模改修工事の事業費の増加によるものでございます。中学校費は2万5,000円の増額で、人件費とスクールバスの定期点検手数料の追加でございます。社会教育費は、人件費1,243万4,000円の増額。保健体育費は1,998万8,000円の増額で、人件費のほか、上月体育館改修事業費の増額が主な内容でございます。

諸支出金につきましては、3,742万4,000円の減額で、水道事業会計への繰出金でございます。

次に、債務負担行為の追加につきまして、第2表、債務負担行為補正により、説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

道路新設改良事業につきまして、姫新線播磨徳久構内架道橋新設工事の事業費のうち、次年度以降の分について債務負担行為を設定するもので、期間を平成29年度から平成31年度までとして、限度額を8億3,000万円といたします。

次に、地方債の変更でございますが、第3表、地方債補正によりましてご説明申し上げます。同じく4ページでございます。

観光関連施設整備事業については、西はりま天文台グループプロッジと道の駅宿場町ひらふくの改修事業に伴い、合併特例事業債を追加をするものでございます。

臨時財政対策債につきましては、このたび、普通交付税額の決定に伴い示されました発行可能額3億8,192万9,000円に限度額を改めます。

道路新設改良事業、義務教育施設整備事業及び社会体育施設整備事業につきましては、事業量の増加により、起債の限度額をそれぞれ2億9,950万円、1億6,210万円、5,650万円に改めるものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第103号、平成28年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,150万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

繰入金は、他会計繰入金で265万5,000円の減額で、内訳は、職員給与費等繰入金が59万3,000円の減額で、その他一般会計繰入金が206万2,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金272万5,000円を増額計上いたしております。

次に歳出でございますが、総務費は、59万3,000円の減額で、人件費でございます。

諸支出金は、66万3,000円の増額で、償還金及び還付加算金で、前年度の特定健康診査等負担金の実績に基づく、国県負担金の返還金でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第104号、平成28年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ332万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,897万5,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正により、説明をいたします。

まず、歳入から、予算書1ページをご覧ください。

繰入金は、他会計繰入金で370万3,000円の減額、繰越金は、37万6,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費で 370 万 3,000 円の減額で、人件費でございます。後期高齢者医療広域連合納付金は、過年度分の保険料負担金 37 万 6,000 円の増額であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 105 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,555 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 385 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

支払基金交付金につきましては、10 万 2,000 円の増額、地域支援事業費過年度精算に伴う追加交付でございます。

繰入金につきましては、2,138 万円の増額でございます。うち、一般会計繰入金におきましては 742 万 5,000 円の増額。人件費及び事務費に係る繰り入れが主なものでございます。

基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金 1,395 万 5,000 円を追加計上いたしております。

繰越金につきましては、407 万円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

総務費につきましては、755 万 5,000 円の増額でございます。うち、総務管理費におきまして、753 万 3,000 円の増額で、人件費及び介護保険指定機関等管理システム導入経費でございます。運営委員会費におきましては、委員報酬 2 万 2,000 円の増額でございます。

次に、諸支出金につきましては、1,799 万 7,000 円の増額でございます。うち、償還金及び還付加算金におきましては 1,799 万 4,000 円の増額で、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算に伴う国、県及び支払基金への償還金の追加計上でございます。繰出金につきましては、3,000 円の増額。これは、低所得者保険料軽減繰入金の過年度精算に伴い、一般会計への繰り戻しを行うものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 106 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,105 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,578 万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

事業収入につきましては、647 万 9,000 円の減額で、生活扶助費及び施設事務費の佐用町分でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 457 万 4,000 円の減額であります。

次に、歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費におきまして、1,105 万 3,000 円の減額で、人件費のほか、エアコンの更新費用などを計上いたしております。

以上で、朝霧園特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第 107 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 70 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,223 万 2,000 円に改めるものでございます。

今回の補正の主な理由は、4 月の人事異動に伴う人件費の見直しによるものと平成 27 年度繰越金の確定によるものでございます。

その中身につきましては、第1表によりまして説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 511 万 4,000 円の減額で、27 年度決算の確定によるものでございます。

繰越金につきましては、581 万 8,000 円の増額で、同じく 27 年度決算による繰越金の追加でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費におきまして、70 万 4,000 円の増額で、人件費の補正によるものでございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第108号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 15 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,055 万 8,000 円に改めるものでございます。

主な補正の理由といたしましては、人事異動に伴う人件費の見直しと、汚泥処理集約化事業に伴い、今年度計画をしておりました長寿命化計画をストックマネジメント計画に変更するものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、1,364 万円の減額で、国庫支出金の内示によるものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,561 万 3,000 円の増額でございます。

繰越金につきましては、167 万 5,000 円の増額で、平成 27 年度決算による前年度繰越金の追加でございます。

町債につきましては、380 万円の減額でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、15 万 2,000 円の減額でございます。その中身につきましては、管理費につきましては、55 万 6,000 円の減額、事業費につきましては、40 万 4,000 円の増額で、汚泥処理集約化事業に伴い工事請負費から 2,172 万円を減額し、委託料に 2,172 万円を追加をするものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第109号、平成28年度西はりま天文台公園特別会計補正予算(第1号)について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 77 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 801 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

繰入金は、23 万 5,000 円の減額で、人事異動に伴う人件費の減額によるものであります。

繰越金は、101 万 3,000 円の増額で、前年度繰越金の確定に伴う増額でございます。

次に歳出についてでございますが、教育費におきまして、27 万 2,000 円の増額であります。内容につきましては、人事異動に伴う人件費が 23 万 5,000 円の減額、グループロジの修繕料 50 万 7,000 円の増額でございます。

諸支出金につきましては、繰越金の確定に伴いまして、積立金 50 万 6,000 円を増額計上いたしましたものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第110号、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算(第1号)についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,329 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。予算書1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、3万4,000円の増額で、一般会計繰入金でございます。

諸収入につきましては、4万8,000円の増額で、損害賠償保険金でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、8万2,000円の増額でございます。全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、その内容は、マイクロバス定期点検手数料と、損害賠償金の計上でございます。

以上、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第111号、平成28年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入支出予算の総額に収入支出それぞれ216万円を減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ1億1,689万6,000円に改めるものでございます。

まず、収入からご説明申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

共済事業収益については、216万円の減額で、全額が営業収益でございます。

次に支出でございますが、予算書2ページをご覧ください。

共済事業費用につきましては、216万円の減額で、全額が営業費用でございます。

次に、その内容についてご説明申し上げます。

業務勘定の支出におきまして、一般管理費216万円の減額で、人事異動に伴う人件費の減額でございます。収入では、一般会計からの受取補助金216万円の減額であります。

以上、農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第112号、佐用町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う人件費の見直しと、高料金対策繰入金の対象外となったことが主なものでございます。

第2条の収益的収入及び支出において、収入の第1款、水道事業収益の第2項、営業外収益を4,550万7,000円減額し、水道事業収益の総額を1億7,532万7,000円に、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を51万1,000円増額し、水道事業費用の総額を2億3,275万8,000円に。

次に、第3条の資本的収入及び支出において、予算第4条本文中括弧書中の「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,433万4,000円」を1億5,738万5,000円に、「過年度分損益勘定内部留保金1億6,433万4,000円」を1億5,738万5,000円に改め、収入の第1款、資本的収入の第5項、他会計補助金を808万3,000円増額し、資本的収入の総額を3,822万7,000円に、支出の第1款、資本的支出の第1項、建設改良費を113万4,000円増額し、資本的支出の総額を1億9,561万2,000円に補正をするものでございます。

以上、議案第102号から議案第112号までの各会計一括して補正予算の概要についてのご説明を申し上げます。

それぞれ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております、議案第102号から議案第112号につきましては、9月16日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）

ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

-
- 日程第 25. 認定第 1 号 平成 27 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 26. 認定第 2 号 平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27. 認定第 3 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28. 認定第 4 号 平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 29. 認定第 5 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30. 認定第 6 号 平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31. 認定第 7 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 32. 認定第 8 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33. 認定第 9 号 平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 34. 認定第 10 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 35. 認定第 11 号 平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 36. 認定第 12 号 平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 37. 認定第 13 号 平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 38. 認定第 14 号 平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 39. 認定第 15 号 平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 40. 認定第 16 号 平成 27 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（岡本安夫君）

続いて日程第 25 に入りますが、日程第 25 から日程第 40 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）

ご異議なしと認めます。よって、日程第 25、認定第 1 号、平成 27 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 40、認定第 16 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

それでは、ただ今、上程をいただきました認定第 1 号から認定第 16 号までの平成 27 年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたく存じますので十分ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、認定第 1 号、平成 27 年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。

金額につきまして一般会計は、千円単位で申し上げます。

まず、決算書 78 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

一般会計の歳入総額は 138 億 4,357 万 5,000 円、歳出総額が 137 億 9,578 万 1,000 円、歳入歳出差引額 4,779 万 4,000 円で、翌年度に繰り越すべき財源が 1,100 万 7,000 円ございますので、実質収支額は 3,678 万 7,000 円でございます。実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 2,000 万円といたしております。

次に、決算書 1 ページ、一般会計歳入決算書をご覧ください。

歳入につきまして、款別の収入済額、主だった収入について、収入済額合計に対する割合等を報告をさせていただきます。

町税は 21 億 7,797 万 9,000 円で歳入総額に占める割合は 15.73 パーセント。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からルールに基づきまして交付をされます。地方譲与税 1 億 3,587 万 1,000 円で 0.98 パーセント、利子割交付金は 414 万 8,000 円、配当割交付金は 1,337 万 5,000 円で、株式譲渡所得割交付金は 1,318 万 9,000 円、地方消費税交付金は 3 億 4,218 万 9,000 円で 2.47 パーセント、ゴルフ場利用税交付金は 4,247 万 3,000 円、自動車取得税交付金は 3,749 万 9,000 円でございます。

地方特例交付金は 562 万円。

また、地方交付税は 64 億 9,644 万円で 46.93 パーセント、そのうち、特別交付税が 6 億 3,590 万 1,000 円でございます。

交通安全対策特別交付金は 427 万 9,000 円となっております。

分担金及び負担金は 7,526 万 1,000 円で、その主なものは、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などでございます。

使用料及び手数料は 2 億 5,612 万 5,000 円で 1.85 パーセント、その主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などでございます。

国庫支出金は 7 億 4,941 万 9,000 円で 5.41 パーセント、その主なものといたしまして、児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、プレミアム付き商品券発行事業・地方創生事業の財源としての地域住民生活等緊急支援交付金。投資的経費の財源としては、農業基盤整備促進事業補助金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金などを受け入れをいたしております。

県支出金は 7 億 2,502 万 5,000 円で 5.24 パーセント。その主なものは、児童手当負担金、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、福祉医療関係補助金などのほか、投資的経費の財源といたしまして、基盤整備促進事業補助金などがございます。

財産収入は 9,089 万 8,000 円で 0.66 パーセントで、その主なものは、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子、土地等の売払い代金などでございます。

寄附金は 664 万 5,000 円で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金でございます。

繰入金は 5 億 5,679 万 4,000 円で 4.02 パーセント、中身は特別会計繰入金と基金繰入金で、うち、財政調整基金につきましては 3 億 5,399 万 7,000 円を繰り入れいたしております。

繰越金は 5,417 万 7,000 円で、うち、繰越明許費に係るものは 2,613 万 1,000 円でございます。

諸収入は2億5,349万3,000円で1.83パーセント。その主なものは、県市町村振興協会市町交付金、消防団員退職報償金受入金、派遣職員給与費弁償費などでございます。

町債は18億267万7,000円で13.02パーセントで、その内訳は、臨時財政対策債4億9,547万7,000円、合併特例事業債7億4,220万円、過疎対策事業債2億2,740万円、緊急防災・減災事業債2億2,440万円、全国防災事業債1億1,320万円となっております。次に、歳出でございますが、同じく7ページ、一般会計歳出決算書をご覧ください。

人件費関係は省略させていただきます。歳入と同様、款別の支出済額とその割合、主な事業等についてのご説明を申し上げます。

議会費は1億2,909万4,000円で、歳出総額に占める割合は0.94パーセントになっております。

総務費は15億9,442万6,000円で11.56パーセントでございます。総務管理費におきまして、合併10周年記念事業、地域住民生活等緊急支援交付金を財源として実施したプレミアム付き商品券発行事業、地方創生に関連する各種事業、コミュニティバス等の運行、協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。統計調査費におきましては、国勢調査を実施いたしております。

民生費は29億3,472万6,000円で21.27パーセントとなっております。主な事業といたしましては、社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金。外出支援サービス事業、敬老事業、高年クラブ助成事業、老人医療費助成事業、障害者福祉サービス事業、臨時福祉給付金給付事業などでございます。児童福祉費におきましては、南光地域での新保育園整備事業として事業用地を購入したほか、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、児童手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等医療費助成事業及び保育園、子育て支援センター管理・運営事業などが主なものでございます。

衛生費は11億3,189万6,000円で8.20パーセントとなっております。主な事業といたしまして、保健衛生費におきましては、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、妊婦健康診査補助などを行う母子保健事業などでございます。清掃費におきましては、にしはりま環境事務組合負担金と、クリーンセンター、衛生公苑等の施設管理事業が主なものでございます。

農林水産業費は9億2,647万円で6.72パーセントでございます。主な事業といたしまして、農業費におきまして、農作物特産定着化対策事業、野生動物防護柵設置事業補助、農業の担い手確保対策事業、農業基盤整備事業など、農業振興支援策を実施いたしております。林業費におきましては、シカ緊急捕獲拡大事業をはじめ有害鳥獣駆除活動補助事業、森林整備地域活動支援事業、荒廃溪流整備事業などを実施いたしております。

商工費は1億6,033万3,000円で1.16パーセントでございます。主な事業といたしまして、町商工会助成金、中小企業者支援事業資金融資利子補給事業、町観光協会補助金、西はりま天文台公園特別会計及び笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は14億3,287万8,000円で10.39パーセントとなっております。主な事業といたしましては、土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施。道路橋梁費におきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、橋梁の点検など橋梁維持修繕事業を実施しております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。住宅費におきましては、定住促進住宅管理事業といたしまして、大規模改修事業を実施いたしました。

消防費は7億4,764万6,000円で5.42パーセントでございます。西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費が主なものでございます。

教育費は11億8,901万6,000円で8.62パーセントでございます。教育総務費におきま

して、適応指導教室の運営、私立幼稚園振興助成事業、国際理解教育推進事業、特別支援教育推進事業などを継続的に実施しているところでございます。小学校費及び中学校費におきましては、通常の学校管理・教育振興・通学対策事業のほかに、施設整備事業として屋内運動場吊り天井改修工事を実施いたしました。社会教育費におきましては、利神城跡等国指定推進事業を実施し、放課後子ども教室推進事業、高年大学や青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などを継続実施いたしております。保健体育費におきましては、スポーツ振興策としての体育協会補助、及びマラソン大会運営助成、スポーツ公園・体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営が主なものでございます。

災害復旧費は 1,421 万 3,000 円で 0.10 パーセントでございます。現年度の農林水産施設及び公共土木施設災害復旧事業でございます。

公債費は 25 億 8,005 万 5,000 円、18.70 パーセントでございます。

諸支出金は 9 億 5,502 万 7,000 円で 6.92 パーセント。公営企業費及び基金費でございます。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、認定第 2 号、平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 6,640 万 5,484 円、歳出総額 6,640 万 4,000 円、差引き額 1,484 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 79 ページの実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書 13 ページをご覧ください。まず、歳入より説明を申し上げます。

財産収入が 502 万 7,000 円で、町有地である発電施設用地の賃貸料でございます。

諸収入は 4,456 万 488 円で、資金貸付金元利収入となっております。

次に、歳出でございますが、15 ページをご覧ください。

諸支出金については、一般会計への繰出金が 6,640 万 4,000 円、予備費が 1,000 円であります。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 3 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 25 億 2,934 万 4,337 円、歳出総額 25 億 2,661 万 7,424 円となり、差引き額 272 万 6,913 円となっております。

国保準備基金は、前年度末現在高 2,475 万 8,067 円、決算年度中増減額は 7 万 4,477 円の増額で、平成 27 年度末現在高は 2,483 万 2,544 円でございます。

次に、決算書 17 ページをご覧ください。まず、歳入からご説明申し上げます。

国民健康保険税は 3 億 6,348 万 3,982 円でございます。

使用料及び手数料は、督促手数料として 18 万 8,918 円でございます。

国庫支出金は 5 億 19 万 5,383 円で、内訳は、療養給付費分・高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の国庫負担金が 3 億 5,103 万 9,383 円、財政調整交付金等の国庫補助金が 1 億 4,915 万 6,000 円でございます。

療養給付費等交付金は 1 億 2,584 万 1,000 円で、退職被保険者に係る交付金でございます。

前期高齢者交付金は 6 億 6,074 万 1,985 円で、65 歳以上 75 歳未満の、前期高齢者に係る交付金でございます。

県支出金は1億623万4,675円で、内訳は、高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の県負担金が1,146万675円、国民健康保険事業費・県財政調整交付金等の県補助金が9,477万4,000円でございます。

共同事業交付金は、5億8,943万2,814円であります。

財産収入は7万4,477円で、基金の預金利子であります。

繰入金は、他会計繰入金が1億7,608万6,639円でございます。

繰越金は292万4,048円となっております。

諸収入は414万416円で、内訳は、延滞金、加算金及び過料が228万7,734円、受託事業収入が28万2,884円、雑入が156万9,798円でございます。

続いて、決算書21ページからの歳出についてご説明を申し上げます。

総務費3,211万4,621円で、内訳は、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が3,033万1,235円、賦課徴収事務に係る徴税費が157万693円、運営協議会費が21万2,693円でございます。

保険給付費は15億8,062万9,419円で、内訳は、療養諸費が13億8,442万7,090円、高額療養費が1億9,203万175円、出産育児諸費が252万1,050円、葬祭諸費が165万円、結核医療付加金が1,104円でございます。

後期高齢者支援金等は2億4,830万5,981円、前期高齢者納付金等は16万7,842円、老人保健拠出金は1万1,583円、介護納付金は9,960万6,048円、共同事業拠出金は5億2,353万774円でございます。

保健事業費は708万7,045円で、内訳は、特定健康診査等事業費が609万313円、保健事業費が99万6,732円でございます。

基金積立金は7万4,477円で、国保準備基金の預金利子の積み増し分でございます。

諸支出金は、償還金及び還付加算金として3,508万9,634円で、前年度の補助金・交付金等の実績精算に基づく返還金と、過年度の補助金額変更による返還金が主なものとなっております。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして認定第4号、平成27年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額2億8,182万1,592円、歳出総額2億7,783万5,170円、差引き額398万6,422円となっております。

それでは、決算書25ページをご覧ください。まず、歳入からご説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険料は、1億7,722万9,179円で、使用料及び手数料は、督促手数料として1万9,100円でございます。

県広域連合支出金は191万5,541円で、後期高齢者の健康診査事業に係る兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金は9,780万321円で、他会計繰入金として、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の繰入金でございます。

繰越金は428万4,257円でございます。

諸収入は57万3,194円で、内訳は償還金及び還付加算金として16万2,194円、雑入が41万1,000円でございます。

続いて、決算書27ページからの歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費は1,431万4,462円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費でございます。

保健事業費は169万1,547円で、後期高齢者の健診等にかかる事業費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は2億6,144万5,967円で、徴収した保険料及び、保険

基盤安定負担金などがございます。

諸支出金は 38 万 3,194 円で、償還金及び還付加算金であります。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 5 号、平成 27 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額 22 億 6,003 万 4,701 円、歳出総額 22 億 5,596 万 3,460 円、歳入歳出差引残額 407 万 1,241 円となっております。

それでは、決算書 29 ページをご覧ください。まず、歳入よりご説明を申し上げます。

保険料は、4 億 849 万 9,138 円で、第 1 号被保険者保険料でございます。

使用料及び手数料は、手数料におきまして 2 万 9,600 円。督促手数料であります。

国庫支出金は、5 億 7,115 万 513 円で、うち、国庫負担金におきましては、3 億 8,105 万 6,486 円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は、1 億 9,009 万 4,027 円で、主なものは、調整交付金及び地域支援事業交付金でございます。

支払基金交付金は、5 億 9,491 万 4,275 円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金は、3 億 1,741 万 4,000 円で、うち、県負担金におきましては、3 億 1,109 万 9,000 円で、介護給付費負担金。県補助金におきましては、631 万 5,000 円で、地域支援事業交付金でございます。

財産収入は、1 万 2,911 円で、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

繰入金は、3 億 6,218 万 4,207 円で、一般会計繰入金でございます。

繰越金は、185 万 9,107 円で、前年度繰越金で、諸収入は、397 万 950 円で、食の自立支援事業及び頭と体の健康教室の実費徴収金でございます。

次に、33 ページ、歳出のご説明を申し上げます。

総務費は、1 億 960 万 380 円でございます。そのうち、総務管理費におきまして 9,835 万 5,316 円で、主なものは、人件費及び電算システム改修費などの事務費でございます。介護認定審査会費におきましては 1,039 万 9,284 円で、主なものは、主治医意見書等手数料、介護認定審査会委員報酬でございます。運営委員会費におきましては 6 万 8,180 円。地域支援事業費におきましては 77 万 7,600 円でございます。

保険給付費は、20 億 8,924 万 4,021 円であります。うち、介護サービス等諸費におきましては 18 億 5,746 万 1,362 円で、在宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などがございます。支援サービス等諸費におきましては、8,626 万 4,057 円で、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費など、介護予防給付に係る費用でございます。その他諸費におきましては 142 万 8,075 円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費においては 3,156 万 320 円。特定入所者介護サービス等費におきましては、1 億 670 万 3,460 円、いわゆる補足給付費でございます。高額医療合算介護サービス等費におきましては 582 万 6,747 円でございます。

地域支援事業費は、1,908 万 7,938 円でございます。うち、介護予防事業費におきましては 389 万 2,554 円で、いきいき百歳体操、頭と体の健康教室などの介護予防事業を推進いたしております。包括的支援事業費におきましては 91 万 7,610 円。主な内容は、認知症施策及び医療・介護連携推進事業でございます。任意事業費におきましては 1,427 万 7,774 円で、食の自立支援事業など、家族介護支援事業が主体でございます。

基金積立金は、介護給付費準備基金積立金 2,741 万 9,911 円でございます。

諸支出金は、1,061 万 1,210 円でございます。うち、償還金及び還付加算金におきましては、1,061 万 1,210 円。第 1 号被保険者保険料還付金及び過年度精算に伴う償還金でございます。繰出金におきましては、実績がございません。

続きまして、サービス事業勘定についての説明を申し上げます。

歳入歳出決算の総額は歳入歳出とも 1,095 万 580 円でございます。

まず、歳入よりご説明を申し上げます。決算書 37 ページをご覧ください。

サービス収入は、予防給付費収入におきまして 1,095 万 580 円。居宅支援サービス計画費収入でございます。

次に、39 ページの歳出でございますが、サービス事業費は、居宅サービス事業費におきまして、771 万 2,760 円。介護予防支援委託料でございます。

諸支出金は、一般会計への繰入金 323 万 7,820 円でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出決算の総額は、歳入歳出とも 1 億 2,480 万 2,507 円でございます。

それでは、決算書 41 ページをご覧ください。まず、歳入よりご説明を申し上げます。

事業収入は、1 億 932 万 9,459 円で、施設の入所者に係る生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体が負担するものでございます。

繰入金は、1,534 万 4,133 円で、一般会計からの繰入金でございます。

諸収入は、12 万 8,915 円で、内訳は、受託事業収入が 2 万 6,670 円、雑入が 10 万 2,245 円でございます。

続きまして、43 ページ、歳出であります。民生費は、1 億 2,480 万 2,507 円、老人ホーム費といたしまして、職員人件費、施設の管理運営費及び入所者の生活費として計上いたしております。

以上で、朝霧園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 27 年度末の給水人口は 1 万 3,626 人、世帯数は 5,345 世帯で、前年度に比べ 273 人、28 世帯の減となっております。

決算額は、歳入総額 8 億 3,566 万 1,277 円、歳出総額 8 億 2,984 万 1,947 円、差引き額 581 万 9,330 円となっております。

それでは、決算書 45 ページをご覧ください。まず、歳入より説明を申し上げます。

分担金及び負担金は 565 万 1,433 円で、内訳は、新規加入 9 件、口径変更 2 件と給水工事費負担金 1 件でございます。

使用料及び手数料は、3 億 4,650 万 6,875 円で、うち、現年度使用料の収納率は 98.67 パーセント、給水工事検査手数料 44 件等でございます。

財産収入は、財政調整基金預金利子 59 万 2,330 円。

繰入金として、建設改良費等に充当するため、一般会計より 2 億 3,623 万 2,000 円、基金繰入金 43 万 5,261 円を繰入れをいたしております。

繰越金は、1,887 万 6,312 円でございます。

諸収入は、水道管移設補償金等で 1,266 万 7,066 円でございます。

町債は、簡易水道事業債 2 億 1,470 万円でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費は、4 億 7,395 万 8,678 円で、うち、管理費は 2 億 2,420 万 6,518 円で、内訳といたしましては人件費、関係機関への負担金、消費税等、一般管理費が 5,941 万 2,714 円。基金費については、河川改修に伴う真盛水源新設にかかる維持管理経費の積立金等で 59 万 2,330 円、現場管理費については、施設の維持管理経費として、光熱水費、修繕料、塩素等の医薬材料費、施設管理委託料、ろ過砂補充工事、取水ポンプ更新等の工事請負金、水道資材購入のための原材料費等で 1 億 6,420 万

1,474 円でございます。建設改良費では 2 億 4,975 万 2,610 円で、主な内容は、本位田浄水場前処理施設改良工事、新佐用大橋水管橋掛替工事、町道建岩間嶋田線支障管移設工事と、南部浄水場沈澱池改良工事等でございます。

公債費は、起債償還元金及び利子で 3 億 5,588 万 3,269 円でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 8 号、平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 7 億 9,362 万 2,677 円、歳出総額 7 億 9,194 万 6,143 円、差引き額 167 万 6,534 円となっております。

それでは、決算書 49 ページをご覧ください。まず、歳入よりご説明を申し上げます。

分担金及び負担金は、90 万円で、事業加入負担金 4 件分でございます。

使用料及び手数料は、2 億 231 万 2,618 円で、現年度分の使用料収納率は 98.73 パーセント、排水工事店指定手数料 10 件等でございます。

国庫支出金は、公共下水道事業補助金 2,678 万円。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で 5 億 679 万 3,000 円。

繰越金は、前年度繰越金 137 万 1,099 円でございます。

諸収入は、河川改修に伴う管渠移設補償金等で 3,396 万 5,960 円でございます。

町債は、2,150 万円で公共下水道事業債でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費は、3 億 663 万 8,903 円で、管理費 1 億 9,297 万 2,239 円のうち、一般管理費では、人件費、各種協議会負担金、消費税等で 6,510 万 66 円。現場管理費では、下水道施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託費、修繕を含む維持管理経費等で 1 億 2,787 万 2,173 円。次に、事業費の建設改良費では、人件費などの経常経費、建設改良に要する設計業務委託費、多賀橋管移設工事、福原橋管移設工事等の県補償工事等で 1 億 1,366 万 6,664 円となっております。

公債費につきましては、4 億 8,530 万 7,240 円で、下水道事業債の償還元金及び利子でございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 4 億 2,995 万 8,613 円、歳出総額 4 億 2,896 万 5,700 円で、差引き額 99 万 2,913 円となっております。

決算書 53 ページをご覧ください。まず、歳入よりご説明をいたします。

分担金及び負担金は、22 万 5,000 円、新規加入負担金 1 件でございます。

使用料及び手数料は、1 億 1,889 万 1,027 円で、合併浄化槽の現年度使用料の収納率 98.44 パーセント、農業集落排水施設の現年度収納率は 99.18 パーセントでございます。

繰入金につきましては、一般会計より 3 億 617 万 5,000 円を繰入れをいたしております。

繰越金は、43 万 9,986 円でございます。

諸収入では、72 万 7,600 円で浄化槽事務取扱手数料でございます。

町債は、350 万円となっております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費は、2 億 553 万 3,397 円で、うち、浄化槽管理費では、ブローアの修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税等で 1 億 2,701 万 6,050 円。農業集落排水施設管理費は 7,493 万 9,307 円で、人件費、関係機関への負担金等、一般管理費で 1,704 万 989 円。次に現場管理経費として、各浄化センターの光熱水費、医薬材料費、管理委託料、マンホールポンプ及び下水道機器の修繕工事等で 5,789 万 8,318 円でございます。農業集落排水施設建設改良費は、徳久バイパス

支障管移設工事で、357万8,040円でございます。

公債費につきましては、2億2,343万2,303円で、合併処理浄化槽設置事業及び、農業集落排水事業の町債にかかる償還元金、償還利子でございます。

以上、生活排水処理特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第10号、平成27年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

決算額、歳入総額は1億980万3,682円、歳出総額1億878万9,362円で、差引き101万4,320円となっております。

決算書57ページをご覧ください。まず歳入から説明を申し上げます。

使用料及び手数料では575万5,900円、財産収入は21万415円で、基金の利子でございます。

繰入金は1,509万円、繰越金は121万5,345円、諸収入は8,753万2,022円で、主なものは天文台公園委託金とロッジ宿泊料などでございます。

続きまして、歳出のご説明を申しあげます。

教育費は、1億797万947円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金は81万8,415円で、基金費でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第11号、平成27年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算についての提案の説明を申し上げます。

歳入歳出総額とも1億2,648万257円でございます。

次に、決算書61ページをご覧ください。歳入よりご説明をさせていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入は9,454万9,855円、繰入金3,190万5,742円、諸収入は2万4,678円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費1億2,648万275円で、その主なものは、人件費、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等でございます。

平成27年度の施設利用客数は、宿泊8,883人、休憩24人、食事1万9,663人、入浴5,505人、会議538人、合計で3万4,613人で、前年と比較をいたしまして、1,065人の増となっております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第12号、平成27年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。

会計の決算額は、歳入歳出総額とも2,402万4,852円となっております。

まず、決算書65ページをご覧ください。まず、歳入より説明を申し上げます。

診療収入は、943万2,211円で、診療報酬等の収入でございます。

財産収入は、259円で、歯科保健センター運営基金預金利子でございます。

繰入金は、1,307万580円で、一般会計からの繰入金でございます。

諸収入は、152万1,802円で、歯科保健事業などの受託料・指導料112万5,572円と、歯ブラシの売上料39万6,230円でございます。

次に、歳出であります。総務費では、2,136万7,420円で、人件費のほか歯科保健センター管理費などがございます。

医薬費は、265万7,431円で、医薬材料費、歯科技工委託料などがございます。

以上で、歯科保健特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第13号、平成27年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 153 万 2,305 円、歳出総額 80 万 511 円、差引き額 73 万 1,794 円となっております。

まず、決算書 69 ページ、歳入よりご説明を申し上げます。

財産収入は、基金預金利子 7 万 8,103 円、繰入金は、基金繰入金 72 万 3,000 円、繰越金は、前年度繰越金 73 万 1,202 円でございます。

歳出につきましては、宅地造成費が 7 万 8,103 円で、内訳といたしまして、基金積立金でございます。

公債費は、72 万 2,408 円で、内訳といたしまして、償還元金が 61 万 6,516 円、償還利子が 10 万 5,892 円でございます。

現在残っております分譲地の状況は、長尾団地 1 区画と、さよひめ団地 1 区画、広山団地 2 区画の計 4 区画がございますが、引き続き宅地分譲を進めていきたいというふうに考えております。

以上で、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 14 号、平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

歳入総額 461 万 417 円、歳出総額 2 万 1,276 円、差引き額 458 万 9,141 円となっております。

決算書 73 ページをご覧ください。歳入よりご説明を申し上げます。

平成 27 年度の財産収入はございません。

繰越金は、460 万 9,665 円。

諸収入の町預金利子は 752 円となっております。

次に、歳出でございますが、歳出につきましては、総務費が 2 万 1,276 円でございます。

以上、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 15 号、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

まず、平成 27 年度の事業概要でございますが、水稻では梅雨時期に日照時間の短い状態が続いたことからイモチ病の発生がみられました。獣害につきましては、防護柵等の対策が進んできたことにより減少傾向となっております。

麦につきましては、湿潤害が一部発生をいたしております。

家畜につきましては、農家努力により病傷事故が減少しております。

大豆は、播種時期の天候不順による影響で昨年より被害が拡大をいたしております。

園芸施設では、突風による被害がわずかに発生をいたしました。

事業別の引受状況につきましては、水稻共済 1,351 戸 699.6 ヘクタール。麦共済 9 戸、26.0 ヘクタール。家畜共済 20 戸 2,835 頭。畑作物共済 26 戸 90.3 ヘクタール。園芸施設共済 16 戸 47 棟で総額 11 億 6,696 万 9,000 円の共済金額となっております。

また、共済被害につきましては、水稻共済 42 戸、被害面積 10.6 ヘクタール、共済金 156 万 2,000 円。麦共済 2 戸、共済金 4 万 3,000 円。家畜共済、死麩 155 頭、共済金 2,419 万 7,000 円。病傷 788 頭、共済金 868 万 8,000 円。畑作物共済 15 戸、共済金 119 万 1,000 円。園芸施設共済 1 戸、1 棟、共済金 1 万 1,000 円となり、総額 3,569 万 3,000 円の共済金を支払っております。

次に、決算額は 5 勘定合計で収入総で 9,486 万 3,368 円、支出総額 9,371 万 2,589 円となっております。

まず、収入よりご説明をさせていただきます。

共済事業収益の内訳は、営業収益 8,636 万 3,811 円、営業外収益 848 万 5,180 円、特別利益 1 万 4,377 円となっております。

次に、支出の共済事業費用の内訳は、営業費用 9,369 万 8,690 円、特別損失 1 万 3,899 円となっております。

この結果、当期剰余金の合計は 115 万 779 円となりました。

本年度の剰余金処分は、農作物共済勘定の 26 万 4,162 円は法定積立金へ 8 万 8,055 円、特別積立へ 17 万 6,107 円。

家畜共済勘定の 82 万 3,682 円は、法定積立金、特別積立金へそれぞれ 41 万 1,841 円。

畑作物共済勘定の 3 万 3,350 円は、法定積立金、特別積立金へそれぞれ 1 万 6,675 円。

園芸施設共済勘定の 2 万 9,585 円は、法定積立金へ 1 万 4,793 円、特別積立金へ 1 万 4,792 円、それぞれ積み立てる予定でございます。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、認定第 16 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

平成 27 年度の業務量は、年度末給水人口 4,171 人で、前期より 85 人の減少、給水栓数は 1,737 栓で、3 栓の減となっております。

今期の配水量は、64 万 9,316 立米で前期より 4,825 立米の減、有収水量は、53 万 1,712 立米で 1 万 3,197 立米の減、有収率は 81.9 パーセントとなっており、その主な要因といたしましては給水人口の減、工事に伴う洗管及び寒波到来等の漏水による無効水量でございます。

次に、決算書 1 ページをご覧ください。財政状況についてご説明をいたします。

まず、収益的収入の第 1 款、水道事業収益は 2 億 1,845 万 286 円で、前年度に比べて 1,418 万 497 円の増収となっております。その主なものといたしましては、公営企業法改正による減価償却見合い分の収益化、有価証券評価差益でございます。

また、収益的支出では、第 1 款、水道事業費は 2 億 5,461 万 201 円で、前年度に比べまして 4,450 万 945 円の減額となっております。その主なものといたしまして、河川改修に伴う送水及び配水管の除却による固定資産除却費等によるものでございます。

次に、3 ページ資本的収入では、第 1 款、資本的収入は、7,509 万 4,714 円で、その主なものは一般会計出資金、河川改修に伴う工事負担金でございます。

また、資本的支出では、第 1 款、資本的支出は、1 億 1,642 万 3,070 円で、その主なものは、小赤松橋水道管移設工事で、久崎地区管渠移設工事等の建設改良費と企業債償還元金でございます。

次に、5 ページ損益計算書では、営業収益 1 億 84 万 5,916 円に対して、営業費用は 2 億 2,524 万 2,286 円で、営業損失は 1 億 2,439 万 6,370 円となり、一方、営業外収益は 1 億 841 万 7,947 円に対して、営業外費用は 9,219 万 886 円となっております。よって、差引き経常損失は 3,220 万 5,484 円となり、その他特別損失 2 万 602 円を加えて、当年度の純損失は 3,222 万 6,086 円となり、前年度繰越欠損金 2 億 4,574 万 464 円を加え、2 億 7,796 万 6,550 円が当年度未処理欠損金となり、7 ページの欠損金処理計算書で翌年度繰越欠損金といたしております。

なお、詳細につきましては、7 ページからの剰余金計算書、貸借対照表、その他決算付属書類を添付いたしておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

以上で、佐用町水道事業会計決算の提案の説明とさせていただきます。

以上をもちまして、平成 27 年度の一般会計及び 15 の特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

それぞれ、慎重にご審議をいただきまして、認定いただきますように、よろしく願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。

長時間ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 認定第 1 号から認定第 16 号の提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第 1 号から認定第 16 号につきましては、決算認定に関する案件であります。

この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 16 号につきましては、決算特別委員会を設置し、付託することに決定しました

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、再開を午後 3 時 20 分とします。

午後 0 3 時 0 8 分 休憩

午後 0 3 時 2 1 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 41. 決算監査報告について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 41 に入ります。

決算監査報告についてであります。

提案されました認定第 1 号から認定第 16 号につきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。

代表監査委員、樫本忠美君。

〔代表監査委員 樫本忠美君 登壇〕

代表監査委員（樫本忠美君） 監査委員の樫本でございます。

決算監査の報告に当たり一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、町振興発展のため、日々、ご尽力をいただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の方々におかれましては、厳しい行財政の中、住民の福祉向上と住みよいまちづくりのために、それぞれの部署において献身的に精励されておりますこと、深く感謝を申し上げます。

さて、平成 27 年度決算監査であります。一般会計及び特別会計は、平成 28 年 8 月 4 日、5 日、8 日、9 日の 4 日間、また、公営企業会計は 6 月 27 日に監査を実施いたしましたので、監査委員を代表して、審査結果を報告いたします。

審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収

支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、また、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続により実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等を符合して、計数的に正確であることを認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合して、計数的に正確であると認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、指摘事項を審査のまとめとして24ページから25ページに記載しておりますので、ご報告をさせていただきます。

まず、1点目は、効果的な事業執行についてであります。

社会経済環境の変化や少子高齢化に伴い、住民ニーズも多様化し、それに応えるために一部外郭団体への委託事業等を含め、各種事業が展開されているところです。今後も事業の効率化を十分検証し、必要に応じて、事業の再編や統廃合による合理化を進め、新規事業につきましては、将来への住民の福祉向上に寄与される費用対効果を考慮しながら、雇用の創出事業に積極的に取り組まれることを期待します。

また、各課にわたる事業については、国県の補助事業の情報を密に共有し、地域に適切な事業展開になるよう努めていただきたいと思います。

2点目は、学校・保育園の統廃合による跡地利活用についてであります。

小学校・保育園の規模適正化の推進については、地域や保護者の意見を聞きながら、将来の児童・園児の少子化に対応すべく取り組まれ、順次統合が進められてきました。

また、新園舎等の環境整備も進められ、今後のさらなる整備計画に対し評価をすると同時に、児童・園児の健やかな学園生活にご尽力いただけるものと確信し、本町の将来に期待するところであります。

統廃合された公共施設の跡地利活用については、跡地施設利活用事業者の募集が行われていますが、その活用方法に地域の雇用創設や、地域との新たな事業の取り組みなど、地域の活性化につながる事業展開を期待するところです。

3点目は、指定管理者制度の適正な管理についてであります。

指定管理者制度は、管理者が民間の手法を用いて弾力性や柔軟性のある施設管理運営を行うことで、利用者の利便性やサービスの向上につながることで、施設管理運営費の削減等により、自治体の負担を軽減させることが目的です。

本町においても、多くの施設を指定管理者制度で委託をしていますが、管理者及びその施設の地域性等において、運営状況に格差が見受けられます。

また、指定管理施設に限らず、収益事業であるにもかかわらず、収入不足を全て町の繰入金等により運営している傾向が見られ、管理者としてその経営努力不足を感じさせる例もあります。

しかしながら、近年、近隣市町においても宿泊施設を中心とした、指定管理施設の経営収支には苦慮されているのが現状であり、その管理者の経営手腕だけでは解決困難であるとも感じる場所でもあります。

今後は、高齢化している指定管理者の後継者の育成や、費用対効果を考慮しながらの施設改善などを進めていただき、施設がより地域の施設として活用されるよう努力されたいと思います。

4点目は、今後のまちづくりについてであります。

先の台風9号による災害は、国、県において、佐用川を中心とした多大な災害復旧工事

により、ほぼ完成をみるに至り、今後は、安心安全なまちづくりに大きく寄与するものと思います。

また、合併後 10 年を迎えた佐用町においても、役場の本庁舎増改築工事を完了し、さらなる住民サービスの向上に期待できるところです。

今後は、老朽した空き室の増えた旧庁舎や 2 階以上の利活用を考えたい庁舎、併せて、文化会館の活用など、いずれの施設においても維持管理経費について考えていく必要があります。

また、他にも同様な施設が見受けられ、施設の民間委託や貸付等を考慮しながら、活用の低い施設の維持管理経費の削減に努められたいと思います。

さらに、今後、厳しい財政運営を強いられる中、住民サービスを保持しながら、老朽化しつつある上下水道管の布設がえ等、ライフラインの健全な維持管理と、橋梁を含めた公共施設の長寿命化を計画的に進めることにより、財政負担の軽減及び平準化に努め、さらに安心安全なまちづくりを推進していただきたいと思います。

最後になりますが、補助事業の執行については、特に国、県の補助金・交付金の対象事業の執行について、日常的な進捗状況等の管理を十分に実施し、遅滞することなく事業を完了するよう努めていただきたいと思います。

また、補助金等交付団体においては、各団体の運営状況等を十分に精査し、補助金の適正運用の徹底を図られるよう指導をお願いいたします。

以上をもちまして、決算審査の意見とさせていただきます。終わります。

議長（岡本安夫君） 代表監査委員の決算監査報告は、終わりました。どうも、大変ご苦労さまでした。

日程第 42. 同意第 4 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 42、同意第 4 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 4 号、佐用町公平委員会委員の選任同意につきまして、ご説明申し上げます。

現在の任期が本年の 12 月 1 日をもって満了するため、引き続き、山根勝博さんを公平委員会委員に選任をいたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成 28 年 12 月 2 日から平成 32 年 12 月 1 日までの 4 年間でございます。ご同意賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

この際、お諮りします。本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。
それでは、これより同意第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
同意第4号を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって同意第4号、佐用町公平委員会委員の選任
につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第43. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第43、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題と
します。
お諮りします。平成27年度佐用町一般会計、及び13特別会計、並びに2事業会計決算
の審査のため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置
することに決定されました。

日程第44. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第44に入ります。
特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。
先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決
算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。
佐用町議会、決算特別委員会委員長、山本幹雄君。副委員長、岡本義次君。
以上の両君が、決算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。よろしくお願
いします。

日程第45. 委員会付託について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第45、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後03時35分 休憩

午後03時36分 再開

議長（岡本安夫君） 休憩を解き、会議を続行します。
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日9月8日から12日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、来る9月13日午前10時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いします。
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。
最後に、決算特別委員会、山本幹雄委員長から、挨拶をお願いします。

決算特別委員長（山本幹雄君） そしたら、明日、明後日、特別委員会で委員長を務めさせてもらいます。皆さんの協力のもと慎重審議しながら適切妥当な結論出していきたいと思しますので、明日、明後日、よろしくをお願いします。

〔拍 手〕

議長（岡本安夫君） 山本委員長、岡本副委員長、明日からよろしくをお願いします。
少し、ちょっと時間をいただきます。
実は、前西岡議長が全国議長会から感謝状をいただいておりますので、ここでちょっと、ご披露したいと思います。
感謝状。
西岡 正殿。
あなたは、全国町村議会議長会理事として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は、誠に顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。
平成28年5月16日。
全国町村議会議長会会長、飯田徳昭。
代読。

12番（西岡 正君） ありがとうございます。

〔拍 手〕

議長（岡本安夫君） それでは、当局の皆さん、ここでご散会ください。何か、報告特にないですか。なければ、ここで、当局の方は、散会してください。

議員さん少し、残っていただきたいと思います。

午後03時38分 散会
